

No. **154**

2022. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



浅間山（軽井沢町）



長野県行政書士会

70
th
ANNIVERSARY

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 浅間山(軽井沢町)

浅間山は、北佐久郡軽井沢町と御代田町、小諸市、群馬県に属している標高2,568mの活火山です。佐久地域住民にとっては馴染み深い山であり、特に晩秋の頃を迎えると、浅間山の初冠雪について大いに話題に上がります。佐久地域に様々な天然温泉施設があるのも浅間山の恩恵です。

浅間山麓に広がる軽井沢町は、避暑地として大変人気ですが、冬の静かな軽井沢もまた格別です。イルミネーションをはじめ、薪ストーブや温かなお食事を用意している飲食店や宿泊施設も多く、スケートリンクやカーリング場などのウィンタースポーツ施設も充実しています。また、早朝に現れる霧氷の景色は大変美しく、落葉後ゆえにシジュウカラなどの野鳥観察を楽しむ絶好の季節でもあります。観光、スポーツなどの活動後には温泉で心身共に温まることができるのも、冬の軽井沢の魅力です。

(写真提供：一般社団法人軽井沢観光協会)



目 次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 …………… 2
各部長あいさつ	・会長 山本準一 …………… 4
	・総務部長 松島茂行 …………… 5
	・農林建設部長 奈良木利邦 …………… 5
	・運輸交通部長 廣瀬 繁 …………… 7
	・国際部長 春日博幸 …………… 7
	・環境生安部長 小野清仁 …………… 8
	・研修部長 渡邊博昭 …………… 9
	・法務部長 岡田忠興 …………… 9
	・広報部長 小西 勝 …………… 11
	・業務対策部長 和田英幸 …………… 12
	・ADRセンター長 和田英幸 …………… 12
	・デジタル推進特別委員長 土屋 帝 …………… 13
	・(一社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部長 柳澤 誠 …………… 15
年 賀	・…………… 16
日 行 連 関 係	・行政書士制度70周年記念式典開催報告 …………… 17
	・関東地方協議会連絡会に参加しました…………… 18
新入会員登録証交付式	・…………… 19
事 業 報 告	・特定行政書士考査対策セミナー報告…………… 20
	・著作権相談員ブラッシュアップ研修会報告…………… 21
	・長野県外国人材受入企業サポートセンター主催「外国人材活用セミナー」開催のご報告 …… 22
	・「令和3年度行政書士制度広報月間」等における無料相談会 …………… 23
	・国際部研修会報告…………… 24
業 務 資 料	・建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内…………… 25
	・「希望ナンバ制の導入について」の一部改正について …………… 28
	・令和4年1月1日からの公証事務運用の改定について(周知) …………… 29
	・石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)で示された石綿含有仕上塗材廃棄物の 取扱いと産業廃棄物処理業の許可証書換交付について(通知) …………… 39
	・納税証明書のオンライン請求のご利用について…………… 51
	・デジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法の改正に伴う戸籍の附票の写しの交付に 関する取扱いの変更について…………… 57
	・住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの 請求について・追加連絡…………… 59
	・建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への工事担当者の追加及び 経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて(通知) …………… 61
お 知 ら せ	・行政書士無料相談について…………… 64
	・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について・行政書士業務を廃止される方へ…………… 65
	・会員専用ページのID・パスワードについて …………… 66
会 議 報 告	・…………… 67
支 部 だ よ り	・上田支部…上田市との災害時における被災者支援に関する協定書の締結について…………… 72
	・松本支部…災害時における被災者支援に関する協定締結について…………… 73
	・長野支部…災害時における被災者支援に関する協定書締結…………… 74
長野県行政書士 政治連盟のページ	・新年のご挨拶…………… 75
会 員 の 動 き	・入会・退会・単位会変更・ご逝去…………… 76
編 集 後 記	・…………… 76



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

長野県行政書士会会員の皆様方には、旧年中、県政の推進に対しまして格別の御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスとの闘いが続いています。昨年、県内では3度の大きな感染の波に見舞われ、医療への負荷増大により1月と8月には「医療非常事態宣言」を発出する事態となりました。この間、救える命を救えない状況を招くことなく、幾度もの危機を何とか乗り越えてくることができたのは、ひとえに医療関係者の皆様の御尽力と、県民・事業者の皆様の御理解・御協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

今年は県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」が最終年度を迎えます。来るべき新年度は、プランの総仕上げを図ることに加え、コロナ禍や自然災害等によりその基盤が揺らいでいる「確かな暮らし」を取り戻すとともに、中長期的な課題にも挑戦するため、次の6点を重点テーマとして県政運営にあたってまいります。

まずは、新型コロナウイルスから県民の命を守るための取組です。新たな変異株や次なる感染の波に備えるため、感染状況に応じて的確かつ迅速な対策を講じるとともに、ワクチン追加接種のための体制整備、最悪の事態にも備えた医療・検査体制の確保、ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化に全力を尽くしてまいります。

次に、災害に強い県土づくりです。令和元年東日本台風災害や昨年の大雨災害等で被災された方々が一日も早く普段の生活を取り戻せるよう、速やかな復旧・復興を進めてまいります。併せて、県土強靱化への取組や、「逃げ遅れゼロ」の実現など、ハード・ソフト両面での防災・減災対策に取り組んでまいります。

3点目は、コロナ禍で傷ついた産業・暮らしの復興です。今年こそはコロナ禍に打ち克つとの願いのもと、苦境に立たされている事業者を応援するとともに、信州回帰プロジェクトや観光地域づくりの推進などにより人や企業を積極的に呼び込みます。また、デジタル社会の構築に向けて「長野県DX戦略」の具体化を進め、暮らしの利便性と産業の生産性を高めてまいります。

4点目は、脱炭素社会の構築です。「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、交通、建物、再生可能エネルギー等、分野別に必要な施策を推進するとともに、企業や市町村、大学、実践者、若者等がそれぞれの強みを持ち寄り、分野を超えて連携する場を設けることにより、2050ゼロカーボン実現に向けた取組を一層加速していきます。

5点目は、誰一人取り残さない公正な社会づくりです。すべての県民の皆様が明日への希望を持って安心して暮らすことができるよう、コロナ禍で生活に困窮している非正規労働者やひとり親家庭等への支援、障がいがある人もない人も誰もがお互いの違いを認め合う共生社会づくり、出産・子育ての希望を実現できる環境整備などを進めます。

最後は、誰もが主体的に学び続けられる社会づくりです。子どもから大人まで、一人ひとりがやりがいや生きがいを感じながら充実した人生を送ることができるよう、学びの環境改善を進めるほか、リカレント教育やリスキリング（働く人の学び直し）の充実にも取り組みます。

以上の取組と併せ、切れ目なく県政の推進を図るため、次期総合5か年計画の策定を進めてまいります。策定に当たっては、現行計画策定後の様々な社会・経済情勢の変化やこれまでの取組の成果を踏まえた上で、若者をはじめ幅広い県民の皆様との積極的な対話を通じて、明るい未来に向けて本県が進むべき針路を明確にしてまいります。

この春には、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、飯田お練り祭り、穂高神社式年遷宮がそろって開催されます。コロナ禍が長期化する中、7年に1度、大変な賑わいをみせるこれらの大型催事の成功は、県内に大きな活気をもたらすものと考えています。多くの皆様に安心してお越しいただけるよう、新型コロナウイルス対策にも万全を期してまいります。

結びに、今年がコロナ禍を克服する一年となること、そして、皆様方にとってよき一年になりますことを心より祈念し、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。輝かしい令和4年の寅年が幕開けとなり、会員各位におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

また日頃から会務運営につきましてご支援、ご協力を戴いておりますこと厚く御礼申し上げます。

昨年後半には新型コロナウイルス感染症の勢いが弱まり収束するのではないかと多少の安堵感もありましたが、またまたオミクロン株という変異株出現で第6波も懸念され今もなお世界を震撼させています。

こういった状況下において、行政書士が国民と行政とのきずなとして国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献するという大義の下に地域の住民や中小企業、小規模事業者の皆様への様々な支援活動を行っております。

さて、行政書士制度が昨年70周年を迎え、記念式典が10月26日にホテルオークラ東京において開催されました。当初は2月5日に行政書士記念日月間に合わせて行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念から止む無く、10月に延期となったものです。

記念式典では、高円宮妃殿下をはじめ山東参議院議長、大谷最高裁判所長官、金子総務大臣のご臨席を仰ぎ、岸田総理大臣からはビデオメッセージを頂戴するなど、多くのご祝辞を賜りました。続いて行政書士制度70周年総務大臣特別表彰、日本行政書士連合会会長特別表彰が行われ、無事盛会裏に終了いたしました。

本会においては愈々本年4月1日に5つの支部に再編された新長野会が発足いたします。既に各支部間の協議も最終段階の調整が行われているとの報告が寄せられています。

佐久支部と上田支部が「東信支部」に、北信支部と長野支部が「北信支部」に、伊那支部と飯田支部が「南信支部」に、そして松本支部が「中信支部」と名称が変更となり、諏訪支部はそのまま「諏訪支部」としてスタートいたします。

また、それに伴いまして一つの改革を行いたいと思います。それは支部会費を撤廃し、一律6,000円を支部会費分として本会費に包含する方式に変更し、会費の一本化を実施しようとするものです。この件については昨年の理事会において全会一致にて可決決定しているところです。

昨年6月4日に行政書士法の一部改正が施行され、国民の権利利益の実現に資するという文言が明記されました。これにより今まで以上に地域住民に寄り添い支援する活動や業務の幅が益々広がってきました。これからも行政書士が付加価値の高い仕事ができるように、組織としての弛まない活動をしてまいり所存ですので、よろしく願いいたします。

結びに、会員の皆さまにはこのコロナ禍において何よりも健康に留意され、ご活躍されますことを心よりご祈念申しあげまして、新年の挨拶といたします。

各部長あいさつ



総務部の活動報告

総務部長 松島 茂行

皆さまあけましておめでとうございます。
総務部長の松島です。

日頃から会員の皆さまには本会業務にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年のご挨拶ということですので、総務部の活動報告をさせていただければと思います。総務部として取り組んでおりますのは、会則の改訂、苦情案件の対応方法の明確化について、賀詞交歓会の充実についての3点です。

まず、会則の改訂につきましては、①支部会費廃止と支部会費分を本会費に上乗せして徴収する件 ②新型コロナウイルス感染症で問題となりました、総会や理事会に代議員や役員が参集することの困難な場合の対応が主な改正点となります。

まず、支部会費の本会費への一本化につきましては、今まで支部会費未納者への対応は支部役員の皆さんにお願いしていたものを、本会で一括行うことで支部役員の皆さんの負担軽減となること。また、未納案件につきまして綱紀案件としての処分対象とすることが出来ること等が挙げられます。

また、総会や理事会に代議員や役員が参集することの困難な場合の対応につきましては、日行連の改正を参考に作成させていただきました。内容は総会につきましては文書による議決が出来ること。理事会につきまして

はオンラインによる会議が可能となること等です。

また、書士会への提出書類を電子申請によっても可能とする改定も盛り込んでいます。

2点目の近年増加している苦情案件の対応の明確化につきましては、苦情対策委員会設置規則を改定することにより対応方法をわかりやすくしました。最後に、新年賀詞交歓会につきましては、令和4年は中止とさせていただきましたが、令和5年に開催が出来た場合は支部会員のための交歓会を目指して検討していきたいと考えていますので良いアイデアがありましたら提供していただければと思います。

以上が総務部の活動となりますが、本年もよろしくお願いいたします。



農林建設部の課題

農林建設部長 奈良木 利邦

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、農林建設部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度は、ワクチン接種の効果もあり、新型コロナウイルス感染症が急激に収束の方向に向かいました。約2年のコロナ禍は、さまざまな手続き事においてオンライン化の定着をもたらしたことを強く感じさせられました。当部の農林建設関連業務で考えると、建設業法及び農地法の許可申請業務において、

それぞれGビズID及びeMAFFによる本格的なオンライン申請の幕開けとなって来ます。また、建設業法及び経営事項審査については、直近で法改正が多くなされています。そこで当部では、会員の皆様にとってお役に立てる研修を開催するため、先ず建設業法関係業務の実情調査アンケートを行い、その結果を踏まえた、経営事項審査制度の研修会を昨年開催いたしました。また1月には、長野県職員を招いての研修会を開催いたします。

今回のアンケートは、ご回答をいただいた件数が少なかったため参考程度に留まるものですが、「業務の受託件数を見ると、中間層が少なく、上下の開きがかなりある」というのが見て取れ、「研修内容の要望として、経営事項審査に関するものが多かった」というのが結果でありました。これらの結果を踏まえて会員の皆様には有益な研修会を1回でも多く開催しその結果、1件でも多くの業務の受託に繋がり、日常業務のお役に立てていただければ、幸いと存じます。一方で登録して間もない会員の皆様のために、建設業許可から入札指名参加申請まで流れに沿った研修も開催できればと思っております。

経営事項審査制度についての研修会を11月26日に本会会館で開催いたしました。

講師は、(一財)建設業情報管理センター(CHIC)様をお願いいたしました。経営事項審査手続きは、比較的業務として多く受託する会員様は少ないかと思えます。しかし、今回の研修会では、経営事項審査制度の概要、改正点、総合評定値(P)の算出並びに虚偽申請防止対策まで、分かりやすく丁寧な講義をしていただいたので、受講された会員の皆様は、本業務について手続き(流れ・注意点)のイメージができ、これをきっかけにより多くの業務を獲得していただけるのではないのでしょうか。

多くの産業に言えることですが、建設業界は60歳以上の高齢者が多く、30歳以下の若い就労人口が全体の10%程でとても少ない状況であり、10年もしたら就労人口が急激に減少してしまう恐れがあります。そこで、国はこの状況を改善するため、建設業界の労働環境を改善し、就労人口の底上げを図っています。その動きに合わせて、許可要件等の合理化をはじめ、建設業法及び経営事項審査についての改正が多くなっています。また、令和4年度中の稼働を予定しているGビズIDでは、行政書士による代理申請の設定が追加され、また、建設キャリアアップシステムの代行申請の解禁も実施されます。今後、行政書士としてのスキルアップが増々必要になって来ると思います。そのためにも研修等で研鑽を積み、スムーズな申請手続を行うことはもちろんのこと、申請事業者様にとって有益な提案ができる「コンサルティング力」も身に付けていかなければなりません。農林建設部では今後、行政書士業務の一丁目一番地である建設業法及び農地法について、皆様のさらなる業務向上のお役に立てるように努めて参ります。また、農林建設部員である上島聡副部長、藤森啓志部員、柳澤祥子部員並びに赤羽公彦担当副会長に改めて、昨年の本活動に対して、感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして希望に満ちた一年となります様、お祈り申し上げます。



運輸交通部の課題

運輸交通部長 廣瀬 繁

今春に大槻前部長から運輸交通部長の職責を引き継ぎました廣瀬と申します。

運輸交通部については、今まで多くの会員の皆様が取得して運用してきた丁種封印会員の業務について、今まで封印を必要な都度受領する方法から事前に一定数まとめて受領する前渡し方式に変更になる見通しとなりました。これは北陸信越運輸局長野運輸支局からの指示にもとづくもので、担当者の説明によれば業務が煩雑になったことによるものとのことでした。この前渡し方式は行政書士会が正確かつ緻密に今まで都度渡しの封印管理をしてきたことによるもので、それだけ行政書士が信頼されていることの表れと評価しています。日常の封印管理そして全般にわたる正確な取り扱いについて認められたものと思います。この信頼に背くことなく、決められた手順で規則を厳格に運用した報告を求めるなど今まで以上に管理を徹底していきます。新しい封印システムが維持され皆様とともに発展を遂げることが何よりも第一と考え、令和4年春の順調な運用開始に向けて準備をしていくことといたします。



昨年の活動と本年の課題

国際部長 春日 博幸

あけましておめでとうございます。令和2年早々から流行し始めた新型コロナウイルス

感染症は昨年も社会全体に多大な影響を与え、在宅勤務やWEB会議、オンライン研修会も一般的になり、社会制度や人々の生活様式が大きく変化することになりました。「新しい生活様式」という言葉も生まれました。実際、1都10県で構成される関東地方協議会、国際業務連絡会の昨年行われた2回の会議は、ZOOMで行われました。東京などに移動しなくても良いために利便性はある反面、実際に人に会わずに行う会議の難しさや人間関係を深めることを目的としたコミュニケーションは難しいと感じることになりました。

そのような状況の中、国際部では11月22日（月）に「入管コンシェルジュ」を開催し、20名ほどの外国人の相談、書類作成のお手伝いをすることができました。入管、来庁した外国人の皆さんのお役に立ち、私たち行政書士のPRも兼ねた価値ある活動だと思えます。今後も続けていくことは当然として、年に2、3回は開催しても良いのではないかと考えています。また、11月30日（火）には、長野地方法務局、戸籍課の中山仁課長さんと東京出入国在留管理局、長野出張所の上田安江所長さんを講師としてお招きして研修会を2年ぶりに開催しました。この内容について別記事（23～24頁）をご覧くださいと思います。

さて、今年は新型コロナウイルスの状況にもよりますが、現在制限されている外国人の入国が徐々に解除されていくと思われま。それに伴い、厚生労働省が主導している「水際対策強化に係る新たな措置」への対応が必要だと考えています。時限的な措置でしかも頻繁に変更されるために、対応が困難になりますが、そのような状況だからこそ、我々行政書士が積極的に動かなければならないと感じています。また、在留資格「特定技能」に関する

る相談や申請が激増しています。特定技能14業種の内「介護」を除き13業種全てにおいて、特定技能2号への資格変更を認めるという衝撃的な新聞記事が出されましたが、我々は今まで以上に幅広くかつ深い知識と経験を求められる時代になってきていることを身に染みて感じています。時代の激動にいち早く対応するために、できる限り研修会や勉強会を開催していかなければなりません。何とぞ会員の皆さまのご意見、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。



環境生安部の報告

環境生安部長 小野 清仁

令和3年から新たに部長に任命されております小野と申し上げます。令和3年度の部の計画として、①廃棄物関係許認可を担当する課や窓口との協議及び訪問をあげておりました。新型コロナウイルス感染拡大影響のため、申請も郵送等をお願いしているぐらいに、窓口への訪問をなるべく控えて欲しいという動きもあり、現在はその働きかけも控えておりました。しかし、令和4年になり、状況を見ながらにはなりますが、担当する課や窓口との協議及び訪問を行う予定であります。

② HACCP 制度の研修会等を計画しておりましたが、まずは、日本行政書士会連合会中央研修所の研修サイトを活用してもらえばいいかと思えます。なお、HACCP 制度は、経営者自らが計画し実行していくことを求めています。その計画もひな形として、厚生労働省のホームページに掲載されており、保健

所及び食品衛生協会等で HACCP 制度についての資料や管理手帳等を配布販売しております。かつて制度の開始時期頃に計画を作れるのは行政書士だけであり、丸投げを求めるような宣伝から誤解を招くものとして話題になりました。行政書士の立ち位置は、その制度を熟知し、経営者にアドバイスしていくということだと考えております。よって、部として HACCP 制度の研修会等の必要性を鑑み検討中であります。

さらに、関係業務として風俗営業関連ですが、新規に参入していく業者は少なく、新たに風営業の許可を取りたいという動きは、私個人として感じることはできませんでした。申請書類の書き方や注意点は各支部の研修会で行うかもしれません。部として、県警の担当課から改正点や申請に関して注意して欲しいことを何らかの形で会員の皆様に伝えるようにし、担当課との関係強化に努めていく所存です。また消防法への理解も必要であり、日本行政書士会連合会でも令和4年2月にセミナーが行われる予定です（記事作成時点）。消防法については、部でも新たに研修会を開催していくか検討して参ります。

令和3年は、全般として行政書士業務は各種許認可の更新許可申請などがあったと思われれます。ただ、年々起こる犯罪や災害により、法律や条例が新たに制定・改正され、また許認可基準も厳しくなってきました。行政書士は依頼者の許認可を取得し、依頼者のビジネスや生活をサポートしていくことが仕事であり、彼らなくしては存在できません。行政機関や国民に対する行政書士の認知（「行政書士に相談してみたらどうか」「行政書士ならやってくれる」という）を高め、行政書士が応えるべく、法律や手続き対する知識や実績を積んでいくことが、大事だと思っております。令和4年が皆様にとって良き1年に

なりますように願っております。



研修部活動報告

研修部長 渡邊 博昭

今年度研修部では年間計画として、1. 特定行政書士考査の実施および考査対策セミナー、2. ブラッシュアップ研修会、3. 新規登録者必須研修会、4. オンライン・電子申請研修会等の実施を計画し、そのうち1と2が終了したところである。

1については今年度考査対策セミナーに8名の参加があり、この2、3年では受講者が最も多い年であった。例年のとおり、セミナーでは行政3法（行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法）と民事訴訟法、要件事実論（民事事件、行政事件）、特定行政書士の倫理といった考査の出題範囲をカバーする内容の解説及び問題演習を2回に分けて実施した。結果、受講生の皆さんの頑張りもあって今年の考査も無事8名全員が考査を修了され、新たに長野会に8名の特定行政書士が誕生することとなった。

よい結果となったことは喜ばしいが、出題範囲もひろく、難易度も近年少しだけ上がってきているので、考査対策セミナーは試験実施の1か月前ではなくもう半月程度早めてもよいと考える。また、どれだけポイントを絞っても解説をしたい部分が多いので、可能であれば、セミナーも2回ではなく3回実施が望ましい。

2については、専門部のご協力をいただき、各部から講師に来ていただいて、主に業歴3年目から5年目程度の方を対象に、新規登録必須研修よりレベルアップした、より実践的

な内容で実施した。特に今年度は行政書士の将来について考えるブレインストーミングやパネルディスカッションの他、経験豊富な講師の方にお話し、一般的な手引書では対処が困難な事案についての解説を研修の内容に盛り込んでいただいた。結果、以前にもまして先輩行政書士の業務に対する真摯な姿勢が伝わったことと、難しい事案に対して具体的にどのように対処すべきかといったことが、より明確に伝わったと思われる。機会があれば、引き続き同様のテーマも含めた実務研修を行っていきたい。

研修部の今後について

まずは3の実施が目前に迫っている（令和4年1月4日時点）。例年にも増して各業務の基礎知識とその魅力についてわかりやすくお伝えすることに注力していきたい。

4についてはデジタル推進特別委員会との協議を進めながら、その内容について、行政書士にとってまだなじみの薄い分野をいかに実践可能な形で分かりやすく伝えるかということ課題として実現できたらと考えている。



法務部の課題

法務部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様、関係機関の皆様には日頃より法務部の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

行政書士制度を取り巻く環境は大きく変化しています。「行政書士法の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に施行され、行政

書士法1条の目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。これに先立つ平成26年の同法改正では、特定行政書士が行政不服申立手続代理業務を行えることとなりました。これらの法改正は、社会における行政書士の役割を大きく前進させるとともに、行政書士にはその責務を果たす自覚がさらに求められることとなりました。法務部では、上記法改正や電子申請の進展など社会の要請に対応するとともに、コロナ後の変化を見据えた活動をしていきたいと考えています。

1 活動報告

行政書士は、「法律家」として一層の資質向上を図るとともに、社会的認知を高める必要があります。「特定行政書士」「著作権相談員」はいずれも、重要な制度であるにもかかわらず周知が進まず、実務を行う会員も限られています。また、行政書士の社会的認知の向上については、「災害時対応」も重要な課題です。

まず特定行政書士については、「特定行政書士ブラッシュアップ研修会」を昨年9月8日に開催しました。東京会の志水晋介先生（同会特定行政書士特別委員会委員）を講師にお招きし、審査請求手続の実例をご紹介いただきました。国民の権利利益の「保護」だけでなく、「救済」にかかわる業務に特定行政書士は携わることができですが、具体的にこの資格をどう活かすべきかを学びました。

また、昨年10月20日には「著作権相談員ブラッシュアップ研修会」を行いました。前半は白井清文先生（元企画研修部長、松本支部）による著作権制度や登録申請実務のご講義。後半の意見交換では著作権業務の進め方を議論しました。法務部では今後も、これら

の分野の研修等を継続したいと考えています。

そして災害時対応では、他士業・行政との連携・情報共有が必要になります。そのため、行政書士会、弁護士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、中小企業診断士協会、社会保険労務士の8士業で「長野県災害支援活動士業連絡会」をつくっています。昨年9月1日に同会の全体会議および研修会がオンラインで行われ、参加しました。会議・研修会を通して感じたのは、災害時において被災者ニーズに機動的に対応できるのは「行政書士」であるということです。行政書士会として、災害に備えた態勢づくりを進めることは喫緊の課題だと考えます。

2 今後の課題

相続・遺言・家族信託分野の市民向け発信のため、「相続セミナー&無料相談会」の開催を3月に予定しています。法務部ではこれまで無料相談会を開いてきましたが、各支部での無料相談会と同様に相談内容は相続・遺言がほとんどです。市民の皆様の関心が高い上記分野について、市民向けセミナーを相談会に併せて開催する予定です。

また、高齢者や若者などを狙った消費者トラブルが近年多発しています。2022年4月からは、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18～19歳が親の同意なしに携帯電話やローン契約をすることなどが可能になり、若者の被害拡大が懸念されています。消費者被害はまた、災害時にもたびたび発生しています。このような消費者トラブルを未然に防ぐ「消費者業務」については、「予防法務」の柱のひとつとして注目したいと思います。法教育等につなげることを今後検討します。

3 おわりに

コロナ禍は予断を許さない状況が続いています。しかし、社会のあり方が大きく変われば変わるほど、ウイングの広い「街の法律家」である行政書士の果たす役割は大きくなるはずで、世の中の動きを的確に捉えて、会員の皆様とともに行政書士のあり方を考えていければと思います。

最後になりましたが、皆様にとりまして実り多き1年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



広報部の活動報告

広報部長 小西 勝

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、旧年中も広報部の活動に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、新たな年の始まりに際し、昨年中の主な広報部活動を振り返りたいと思います。

1 行政書士会無料相談ダイヤル開設

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者の皆様を対象に、無料電話ダイヤルを開設しました。事業継続に向けた各種支援策の御案内、支給金申請等手続きのご相談に応じています。

2 広報月間（10月1日～31日）

今年度は、ポスター掲示等の活動が円滑に行われるよう、あらかじめ日本郵便株式会社信越支社に伺い、管下郵便局への事前周知のご協力をお願いしました。

一方、各支部では感染対策に注意を払いつ

つ無料相談会を実施され、昨年度に比べて多くの方に利用していただくことができました。中には、コロナ禍でお困りの法人が多い現状に応じて、社会保険労務士会と共同で法人対象の相談会を開催された支部もありました。このように、いずれの支部もコロナ禍で一層強まる社会貢献活動の求めに応じ、行政書士の社会的役割を広く知っていただく機会を作っていました。

3 メディア広告

広報月間に先立ち、9月26日の信濃毎日新聞に相続対策記事と合わせて無料相談会のお知らせを掲載しました。多少、相続関係に偏ったものの、お知らせを単体で掲載したときより多くのお問い合わせが寄せられたことは、今後の広報活動の参考となりました。

また、同じく、信濃毎日新聞9月23日版に掲載された「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」に協賛広告をしました。

一方テレビコマーシャルでは、ユキマサくんが登場するアニメCMを、テレビ信州と長野朝日放送で8月、10月、2月（予定）にそれぞれ10日間程度集中して放映、さらにラジオコマーシャルでは、SBCラジオ「武田徹のつれづれ散歩道」内で年間を通じて放送しました。

4 会員の情報共有

広報部では、上記のように行政書士会の活動を世間にお知らせする一方、会報誌・行政書士NAGANO（季刊）やホームページを通して会員間の情報共有を図っています。

なお、ホームページからは行政書士NAGANOのPDFをバックナンバーも含めていつでもダウンロードしてお読みいただけますので、全会員へ冊子を配布する現状を見直し、ペーパーレスの選択肢を加えることも検

討して参ります。

5 新年の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コミュニケーション手段の様相が大きく変わりました。行政書士の業務においても、直接面談やセミナーの開催などは困難となり、代わってリモート相談やSNS発信、そして電子申請の利用が広がりました。このような中であって、本会の広報活動にもこれらのITツールを活用していくことが喫緊の課題と考えています。

最後になりましたが、本年も広報部の活動に対して一層のご理解とご協力をよろしくお願いたします。



業務対策部の活動報告

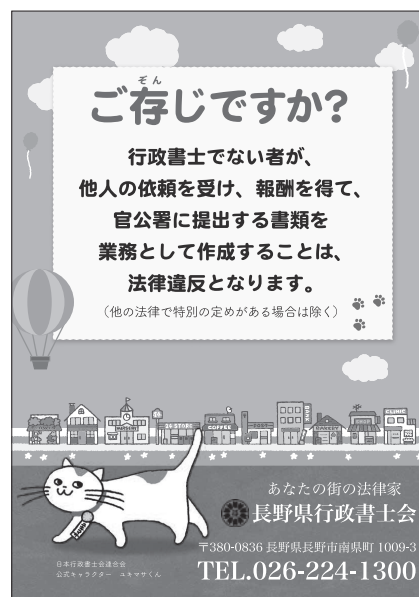
業務対策部長 和田 英幸

本年度（令和3年度）から新設されました業務対策部です。

本年度は、行政書士制度の推進及び啓発、並びに行政書士法及び関係士業の法規に関する調査研究伝達、会員の業務品質の向上及び業務提携における適正な報酬の調査及び指導、行政書士の職域確保及び新規業務の拡大・拡充、非行政書士排除を目的とした活動、会員名簿の作成を事業計画しています。

9月に会員名簿を記載欄の改良を加えて新しく発行し、10月の広報月間におきましては、県農政部のご指導をいただき県内41市町の農業委員会窓口に出向き非行政書士に対する行政書士制度周知に関する協力依頼をお願いしました。

各窓口には、行政書士制度を周知するパンフレットを年間通じて置いていただくようお願いしてありますので、申請の折にご確認いただければ幸いです。



また、非行政書士情報がありましたら本会事務局（業務対策部）へ情報提供を頂ければ調査し、必要に応じて指導を行っていきます。

今後も非行政書士に対する行政書士制度周知に関する協力依頼を継続して行う必要があると考えています。こうした取り組みは、本会、支部、会員が協力して取り組む必要がありますので引き続き会員皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

本年も会員皆様方のご多幸ご繁栄を祈念いたしまして業務対策部長からの新年のごあいさついたします。

「ADRセンター」事業報告

ADRセンター長 和田 英幸

新春あけましておめでとうございます。

令和3年は令和2年に続き新型コロナウイルス感染症拡大により経済の停滞、社会生活に対する大きな不安など国民生活に大きな影

響と変革をもたらしました。ADR センター開始から3年目を迎え ADR 事業にも大きな影響があったと考えております。申立案件がなく相談のみ状況でしたが引き続き、広報活動と関係機関との連携を重視していきたいと考えております。会員の皆様から案件の紹介や情報提供をしていただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。

今年度は、長野県行政書士会の ADR センター立ち上げの時に大変お世話になった長野県弁護士会の相馬弘昭弁護士に講師をお願いし、会員対象の研修会を実施いたしました。研修では、相談業務の心得や相談受任時や相談後の注意点、また、和解と裁判についてなど ADR に関係する興味深い研修内容でした。また、手続実施者のスキル向上に向けた能力向上研修を2回行いました。

ADR 研修会で学んだ交渉術、傾聴、パラフレーズ、リフレーミング、ブレインストーミングなどのスキルを用いて各事務所の相談業務に活かしていただきたく、今後も ADR 研修会を企画していきますので多くの会員皆様のご参加をお待ちしております。

ADR センターとして、今後の課題は、県民への周知の継続により行政書士 ADR を知っていただき身近なものにすることと利用者の負担を軽減するために調停の受付と実施場所の拡大、コロナ禍が継続することを想定し、リモートによる調停の研究、手続実施者研修会に参加している入会間もない行政書士会員が多いことから、登録5年要件（センター規則14条2項別表）を3年にすることの検討、トラブルを抱えている県民の皆様の負担を軽減するために申立手数料1万円については当面無料とし、当事者の希望により遠隔地でおこなう調停にかかる経費（調停人日当旅費）についても、当面、センターの負担とし実質無料とするなどを実施していきま

す。

認証 ADR センターの設置は、行政書士会の社会貢献事業です。今後とも会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げ新年のごあいさつといたします。



デジタル推進 特別委員会の活動

デジタル推進特別委員長 土屋 帝

会員の皆さま、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

ご存じのこととは思いますが、デジタル推進特別委員会は本年度から新設された新しい組織であり、その名が示すとおり、アナログからデジタルへの移行を推し進めることが存在意義となります。一言でデジタルと申しましても、本来の意味と政策上の意味に違いがございますので、まずはそのあたりをお伝えしておきたいと思っております。

政策上のデジタルとは

デジタルを言い変えるとすれば「段階的」、それに対するアナログは「(無)段階的」ということになるのでしょうか。両者の違いがわかりやすいのは温度計です。デジタル温度計は数値が明確に表示されるのに対して、昔ながらの温度計（水銀や赤い灯油が入った理科の実験でおなじみのもの）は表現が曖昧です。このように、本来の意味でのデジタルとアナログは単に表現の違いであって、どちらが良いとか悪いとかいうことはありません。

昨今、政策関連のニュースなどで「デジタル～」という言葉が頻繁に聞くようになりま

したが、これは政策上の意味でのデジタルであり「デジタル社会形成基本法」に定義されている「デジタル社会」の形成に寄与するアナログからデジタルへの更新のことで、先に紹介した本来の意味よりだいぶ狭い範囲に限定されます。当会のデジタル推進特別委員会の「デジタル」もこちらの意味になります。

国を挙げてデジタルを推進している理由を簡単に申し上げますと、機会・速度・正確性・処理量をデジタル化により向上させ、社会の豊かさにつなげるためです。（※誤解あらばお許しください。）今回のコロナ禍に追われてという感もありますが、昨年9月にはデジタル庁も発足しました。コンピュータの性能は日ごとに向上し、通信網も高速化、作業が自動化され、人工知能の成長も目を見張るものがあるこの状況であれば至極当然の判断かと思えます。そして、行政側がデジタル化を推進する以上、当会としましても行政側に準ずるかまたはそれ以上のデジタル化を推進する必要があります。

デジタルである理由

デジタルでなければならない理由についても触れておきたいと思えます。

会員の皆さまのなかには、デジタルは肌に合わない、デジタルと無縁のほうが落ち着くという方も少なくないと思えます。このご意見はもっともなことで、そもそも生物はデジタルなものではないのですから当然の反応です。それなのになぜデジタルに対応しなければいけなくなってしまったのか。答えはシンプルでコンピュータが得意とするのがデジタルだからです。コンピュータは、根源的な部分ではデジタルしか扱えません。そのため、デジタル・アナログ両方に対応可能な人間のほうがコンピュータに合わせることになるの

です。

現在の人間社会はコンピュータに支えられ、また、依存する部分が大きくなりすぎたため、デジタルを捨てることはできないところまで来てしまいました。受け入れがたいことではあるかもしれませんが、この40年でFAX、ワープロ、ポケベル、携帯電話、パソコンなど様々な「デジタル機器」に対応してこられたのですから、今後の進歩にも対応していけるものと信じております。

事業報告

さて、デジタル推進特別委員会の今年度の活動状況でございますが、設立初年度とあって手探りで進めている部分が多くなっております。まずはハード関連の事業として、当会のデジタル環境の現状調査と設備の更新にあたっていますが、必要性能や必要数の調査には時間と手間がかかります。各種の機材は安い買い物ではございませんので、レンタルなども含め、慎重に検討を進めております。また関連するところで、ハイブリッド型 Web 会議システム（オンラインとリアル会議の並行運用）も導入を検討しております。こちらについても機材の選定と通信環境の更新を進めているところです。現在も委員5名で手分けして調査検討に邁進しておりますので、期待してお待ちいただければと思えます。

ソフト関連の業務としては、先日もご案内させていただきましたが、総務省および連合会との共同事業であるマイナンバーカード申請手続き相談員の派遣事業についても準備を進めております。本年度末までの短い期間ではございますが、なるべく多くの会場を設けられるように計画しております。

最後になりますが、本年もより大きなデジタル化の波が押し寄せてくると思われます。

委員一丸となって活動に取り組んでまいりますので、何卒、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



新年のご挨拶 (令和4年のコスモスしなの)

(一社)コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部(コスモスしなの)支部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。長野県行政書士会会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年は当支部活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

本年3月の年度末は、5年間とされた成年後見制度利用促進法に基づく国の第一期利用促進基本計画の最終年度となります。長野県内市町村においても地域連携ネットワークとその中核機関設置の進展が見られるようになりました。中核機関の運営委員等として行政書士が関与している地域や、任意後見利用を支援する「おひとり様サポート事業」に取り組む地域等、地域ごとの様々なニーズに専門職団体として対応すべく、コスモスしなのとしても、引き続き地域ごとの活動に重点を置きながら、活動を進めていきたいと考えております。

コスモス成年後見サポートセンター本部では、対外的な取り組みとして、公益社団法人への移行や体制整備のできた県支部から試行的に法人として後見受任を実施することとしております。内部に向けての取り組みとして、本部においてビデオオンデマンド(VOD)システムを導入し、会員の皆様の知識習得はもとより入会を希望される場合に受講いただく入会前研修についても自由な時間に、自由

な場所で受講いただくことも可能となります。今後コスモスしなのにおいて、地区活動を通して地域のコスモス会員相互の連携と本部システムを活用した利便性を糧として、法人後見や複数後見によって年齢に関係なく多くの会員の皆様に成年後見支援活動に関わっていただけるような体制整備を行っていきたいと考えております。

最後になりましたが、長野県行政書士会会員の皆様にとって本年がより良い一年となりますよう祈念申し上げますとともに、本年もコスモスしなのに変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会	長	山	本	準	一												
副	会	長	赤	羽	康	志											
副	会	長	松	島	茂	行	理	事	和	田	英	幸					
副	会	長	萩	原	政	吉	理	事	鈴	木	潤						
副	会	長	赤	羽	公	彦	理	事	小	西	勝						
理	事	渡	邊	博	昭	理	事	廣	瀬	繁							
理	事	土	屋		帝	監	事	香	山	百合子							
理	事	上	島		聡	監	事	土	屋	眞一							
理	事	木	村	和	彦	相	談	役	湯	澤	廣	雄					
理	事	春	日	博	幸	顧	問		竹	内	波美男						
理	事	久	保	田	学	顧	問		小	泉	俊	博					
理	事	岡	田	忠	興	顧	問		小	川	修	一					
理	事	小	野	清	仁	顧	問		小	島	康	晴					
理	事	奈	良	木	利	邦	事	務	局	長	井	上	雅	彦			
理	事	三	浦	洋	子				事	務	局	職	員	一	同		

日行連関係

行政書士制度70周年記念式典開催報告

副会長 荻原 政吉

令和3年10月26日（火）高円宮妃殿下の御臨席を仰ぎ、「行政書士制度70周年記念式典」がホテルオークラ東京（東京都港区虎ノ門）にて開催されました。長野会からは、山本準一会長、赤羽康志副会長と共に参列させて頂きました。この式典は、行政書士制度が70周年を迎えたことを記念しおこなわれ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、参列者も限られた人数ではありましたが、華やかで格調高い式典となりました。

式典は、国歌静聴の後、常住豊日本行政書士会連合会会長の式辞から始まり、高円宮妃殿下からのお言葉、岸田文雄内閣総理大臣から式場内でのビデオメッセージを賜り、山東昭子参議院議長、大谷直人最高裁判所長官、金子恭之総務大臣、皆様からありがたいご祝辞を頂戴しました。また片山虎之助日本行政書士政治連盟顧問からも心温まるご祝辞を頂きました。本来であれば、多くの国会議員や関係各省庁からの御来賓をお迎えし開催するところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる中での開催となりました。

続きまして、行政書士制度70周年総務大臣特別表彰（表彰対象者40名）、日本行政書士会連合会会長特別表彰（表彰対象者118名）がおこなわれ、各受賞者の代表者に表彰状が授与されました。行政書士制度70周年総務大臣特別表彰では、山本準一長野会会長が受賞されました。

以上、式典開催のご報告とさせていただきます。



関東地方協議会連絡会に参加しました

副会長 赤羽 康志

令和3年12月14、15日の二日間の日程で、日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会が茨城県つくば市のホテル日航つくばを会場に開催されました。長野会からは山本会長、松島副会長、赤羽公彦副会長、赤羽が出席しました。

開会式で、古川正美関地協会長、飯野哲雄つくば市副市長、常住豊日行連会長にご挨拶をいただいた後、現大洗町長でもある國井豊茨城会名誉会長による講演がありました。当初講演予定だった田所嘉徳衆議院議員が欠席されることになり、急遽講師を任された國井先生は、いつもどおりの素足にダメージジーンズというラフな格好で登壇され、ジョークやクイズを交えたユーモア溢れる語り口で会場を沸かせつつ、「今の時代にあるべき行政書士の姿」について、真剣かつ具体的に話してくださいました。町長として行政の内側から見た行政書士像や行政書士に求められる役割についてのお話は大変興味深く、また、役所内での認知度において他士業に後れを取っている現状を打破するため、行政に対し積極的に提言を行うことが重要だとの指摘は、我が長野会にも通ずる課題であり、非常に共感を覚えました。



関地協 古川会長あいさつ



日行連 常住会長あいさつ

二日目の日行連との連絡会議の冒頭、常住日行連会長より、令和3年度事業についての説明がありました。重点項目として、法律専門職としてデジタル化に代表される社会や行政手続の変化に即応し、国民の期待と要請に答えていくこと、地域・役所・他士業者との共生、「Withコロナ」社会における国民・事業者支援活動の推進があげられました。また、マイナンバーカード普及促進事業についての概要説明と、行政書士による不祥事事例が増加する傾向にあることへの注意喚起もなされました。続いて、各单位会から日行連に寄せられた意見・要望に対する回答がありました。最後に、次年度当番会である栃木会の安野光宣会長の閉会の言葉で全日程を終えました。



長野会参加者

新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、山本会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() は支部

12月3日(金) 10:30～12:00 (11月15日付登録: 1名、12月1日付登録: 1名)



(左から) 神田泰斗 (北信) 【会長】 岡崎 忍 (佐久)

12月24日(金) 10:30～12:00 (12月15日付登録: 2名)



(左から) 小林神人 (長野) 【会長】 宮澤克浩 (飯田)

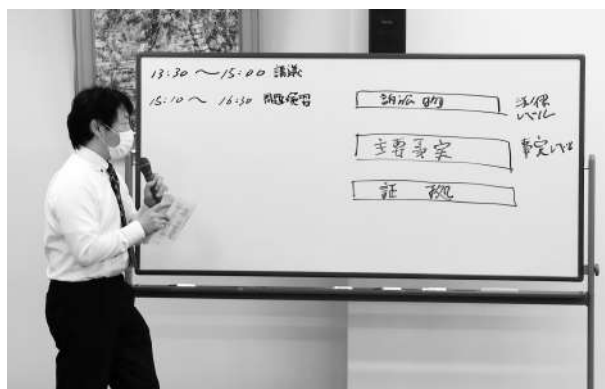
事 業 報 告

特定行政書士考査対策セミナー報告

広報部員 高木 陽子

2021年9月11日（土）、18日（土）の計2回、長野県行政書士会研修部主催の「特定行政書士考査対策セミナー」が、長野県行政書士会会館にて行われました。

今年度の考査対策セミナーの講師は、渡邊博昭研修部長が務め、研修1日目に「行政手続法」「行政不服審査法」「行政事件訴訟法」について、2日目に「民事訴訟法」「事実要件」「特定行政書士の業務」について取り上げられました。いずれの日も前半は渡邊講師作成のレジюмеをもとに、過去の考査での出題傾向、条文ごとの解説、並びに、考査本番に向けての勉強法などの細かく解説がなされました。特に「事実要件」については初めて学ぶ受講生も多いため、行政書士会連合会指定のテキストを元に、図解を加えながら考査対策を意識した、より詳しい解説が行われました。



受講生は日本行政書士会連合会の特定行政書士法定研修テキストや六法などを各自持ち込み、渡邊講師の解説を聞き漏らすまいと熱心にメモを取り、聞き入りました。

各回、セミナーの後半には本番の考査さながらの問題演習時間が設けられました。過去に行われた特定行政書士考査の問題は公表されていないため、出題傾向に沿った演習問題が用意され、受講生は決められた時間内で演習問題を解くことで自身の知識のあやふやな点や理解が不十分な分野に気づくことができ、演習後の各問題についての詳細な解説により、考査合格のために必要な勉強の対策や指針を得る機会になりました。また、コロナ禍ゆえに他支部の会員に直接会う機会が限られる中で、今回のセミナーは会員同士の交流が図れる時間につながったように思います。

実際の特定行政書士考査は、2021年10月17日（日）に実施されました。11月17日に、日本行政書士会連合会ホームページ連 con 内で考査合格者の受験番号が公表されております。今年度は長野会から新たな特定行政書士が8名誕生致しました。

著作権相談員ブラッシュアップ研修会報告

法務部長 岡田 忠興

知的財産権（知財）のうち「著作権」の登録申請は行政書士の専管業務です。そして、日行連では著作権制度の普及・啓発を支援する「著作権相談員」の制度を設けています。

2021年10月20日（水）、法務部主催の「著作権相談員ブラッシュアップ研修会」を長野県行政書士会館で開催しました。コロナ禍収束の見通しが立たない中、定員を10名に絞ったこともあり、参加者は4名。法務部の4名を合わせて計8名で行いました。前半は臼井清文先生（元企画研修部長、松本支部）によるご講義、後半は参加者の意見交換を行い、内容の濃い研修となりました。

講師の臼井先生は、セイコーエプソン株式会社の知財部部长、政府の審議会委員等を歴任された知財の第一人者です。研修では著作権制度を再確認した後、文化庁に提出する「第一発行年月日登録申請書」「著作物の明細書」「頒布証明書」の書式など登録申請実務をご紹介いただきました。



講師 臼井清文先生

著作権の保護対象となる「著作物」は、「文芸、学術、美術又は音楽」（著作権法2条1項1号）という文化の範囲に属するものとされ、産業の範囲にのみ属する工業製品等は対象から除かれます。また著作権は、特許権や商標権と異なり、出願・登録することなく著作物の創作によって自動的に発生します。そのため、「第一発行年月日」等の登録はこれまで、無断で著作物を利用した者に対して差止請求や損害賠償請求をする際の証拠として使われてきました。

しかし、今般の民法改正に併せて著作権法も改正されました（2019年7月1日施行）。改正前は相続を含めた一般承継における著作権の移転については、登録しなくても第三者に対抗できることとされてきました。しかし改正後は、相続による法定相続分を超える部分についての著作権の移転や、一般承継による著作権の移転については、取引の安全を図るため、登録しなければ第三者に対抗することができないこととなりました。相続手続においては注意が必要です。

研修会後半の意見交換では、著作権業務を行政書士が扱っていることの周知、著作権相談員資格の活用等がテーマとなりました。周知については、「俳句など趣味の分野の創作物が多いので、これらの著作権登録を勧めたらよいのでは」「著作権に絞った市民向け相談会やセミナーを企画するのはどうか」「商工会議所など関係機関へのPRを」といった提案がありました。また、「日本では著作権が大切にされておらず、自らの著作権が侵害されて損害を受けている人が多い」「粘り強く著作権業務を行うべきだ」との意見も出されました。



意見交換会

法務部では著作権業務を積極的に推進したいと考えています。まず、著作権に関心のある会員の皆様には「著作権相談員」登録をしていただきたくお願いいたします。また、勉強会等のグループ活動を希望される場合には法務部がバックアップいたします。お申し出いただければと思います。

長野県外国人材受入企業サポートセンター主催「外国人材活用セミナー」開催のご報告

長野県外国人材受入企業サポートセンター
センター長 赤羽 康志

令和3年10月から12月にかけて、県内3会場で「外国人材活用セミナー」を開催しました。各回とも講師は当センターの相談員が担当し、入管法に規定された基本的な手続の概要から例外的な事案に関する注意点、新型コロナウイルス感染拡大の影響による特例的な取扱いなどについて、具体的な事例や最新の動向を交えて解説しました。セミナー後半には長野労働局の担当者から「外国人材を雇用する際の注意点」についての講義をいただき、外国人材受入企業に向けて、入管法のみならず、労働法上のルール・手続についても改めて遵守を促す機会を設けています。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により新たな外国人材の入国が見込めない中、帰国困難者や業績悪化により解雇された人など、日本国内に在留し続けている人材を活用する動きは業種を問わず活発ですが、日本人を雇用する場合に比べて注意しなければならない点が多いため、採用に当たっては慎重な判断が求められます。令和3年度のセミナーは1月に上田市で開催の第6回をもって終了となりましたが、外国人材受入に関する相談は、引き続き電話・ウェブサイトで受け付けています。今後も外国人材の適法かつ円滑な受入をサポートするため、在留管理制度や雇用のルールに関する情報提供を続けてまいります。

第3回 10月5日 会場：長野合同庁舎 講師：五味直美

「外国人留学生と就労」をテーマに、大学・専門学校、日本語教育機関に在籍中の資格外活動（アルバイト）や、卒業後の進路について解説しました。採用を検討中の企業から具体的な質問が多く寄せられ、外国人留学生への期待の高さがうかがえました。



第4回 11月4日 会場：松本合同庁舎 講師：八幡徳広

「特定技能制度について」と題し、同制度の概要の説明と申請手続について事例を交えて解説しました。比較的新しい在留資格であることや、人手不足が深刻な業種が対象であることなどから県内企業の関心も高いようで、定員を上回る参加申し込みがありました。講義終了後の質疑応答では様々な質問が寄せられ、業種によって手続が異なる部分が多いため、個別相談にも応じました。



第5回 12月9日 会場：伊那合同庁舎 講師：春日博幸 西澤秀友

「不法就労助長罪に関する注意喚起と労務管理」をテーマに、外国人材の適法在留には、雇用する側の知識が欠かせないという観点から、在留資格該当性、在留カードの見方、雇用契約書作成時の注意点について解説しました。また、最近の摘発事例を紹介して注意を促すとともに、法令の遵守に加えて文化のギャップを埋める意識もトラブル防止につながると呼びかけました。



「令和3年度行政書士制度広報月間」等における無料相談会

国際部員 五味 直美

令和3年11月22日、東京出入国在留管理局長野出張所において、相談会を行いました。この相談会は、長野県行政書士会国際部の活動のひとつとして毎年秋に実施しているもので、来所者にアドバイスしたり、申請書の記入をサポートしたりすることを通じて、申請窓口の混雑緩和と行政書士による申請取次制度の周知、入管行政の円滑化に寄与することを目的としています。同時に、来所者のニーズや傾向を知る貴重な機会ともなっていますので、入管業務を行う行政書士に求められるスキルや知識を精査し、今後の国際部の研修等に反映させてまいります。



当日は、月曜日ということもあってか来所者数が多く、開始早々、所長から「今日は行政書士会から相談員が来ているので、何でも相談してください」とのアナウンスがあったことも手伝って、次から次へと相談が寄せられました。相談の件数と内容は以下のとおりです。

相談総数 29件

日本人の配偶者等の更新	5件	在留カードの更新	12件
定住者の更新	3件	在留カード記載内容変更	1件
短期滞在の更新	2件	在留カード再発行	1件
資格外活動許可申請	2件	在留資格認定証明書交付申請	3件



国際部研修会報告

国際部長 春日 博幸

昨年11月30日（火）長野県行政書士会会館3F大会議室にて、長野地方法務局戸籍課の中山仁課長さんと東京出入国在留管理局長野出張所の上田安江所長さんを講師としてお迎えして研修会が行われました。

この研修会は毎年行われてきたわけですが、一昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止したために、2年ぶりの開催になりました。30名程度の参加人数制限を設けたところ予想より早く定員になり、関心の高さをうかがい知ることが出来ました。山梨会から2名の先生もご参加いただき、盛大に開催できましたことを心より御礼申し上げます。

戸籍課長さんには、帰化・国籍取得等についてご説明をいただきました。本年4月1日から成人年齢が18歳になることもあり、国籍法も影響を受ける条項もあることからタイミングが良い研修会になったと考えています。戸籍課長さんを講師としてお迎えする研修会は、行政書士会では珍しいとお聞きしています。このような良き伝統を創っていただいた先輩の先生方に感謝申し上げるとともに今後も継続して行っていきたいと考えています。



長野出張所長さんの講義内容は、現在の新型コロナウイルスの影響下、様々な特例措置が取られている中で、在留資格の一つである「特定活動」について極めて実務的な内容のご講義をしていただきました。所長さんが窓口の職員さん向けに作成した物を我々用にアレンジしていただいた研修会資料は、整理されてとてもわかりやすく、大変有意義な研修会になりました。現在の取り扱いは時限的なものだと思いますが、だからこそ、我々は入管業務の専門家として迅速に対応していかなければならないと思います。



まだ、申請取次を取っていらっしゃる先生方やこれから入管業務を行っていきたくて考えていらっしゃる先生方には少し難しい内容になってしまったかもしれませんが、ご参加いただいた多くの先生方から好評をいただくことができました。

最後に、お忙しい中、講師を務めていただいた中山戸籍課長様と上田長野出張所所長さんには心より御礼申し上げますと共にご参加いただいた先生方に重ねて御礼申し上げます。引き続き、国際部の活動にご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

業 務 資 料

日行連発第 1178 号
令和 3 年 11 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内

平素より本会の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

建設分野における在留資格「特定技能」は、国土交通省の外国人就労管理システムによる建設特定技能受入計画の新規申請、受入報告、変更申請・変更届出(以下「申請等」という。)をオンラインにて行っていただく必要があります。

代理人による申請等の際、委任者の意思が確認できる内容の委任状であれば自由書式となっておりますが、委任の範囲が不明確、行政書士登録番号の不記載、申請事務担当者が不明などオンライン申請の代理人として認められない申請等事例が発生しております。

このため、今般、国土交通省と協議し、推奨する委任状を作成いたしましたので、ご案内させていただきます。

なお、本件は、会員専用サイト「連 con」及び月刊日本行政 12 月号 (No.589) にも掲載いたしますので、併せて貴会会員へご周知のほどよろしく願いいたします。

< 「連 con」掲載場所 >

HOME > 業務関連情報 > 国際部門 > 建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内

以上

行政書士記入欄	事件簿受託番号
---------	---------

委 任 状

受 任 者

所在地：（〒 — ）

電話番号： — —

代理人氏名： （登録番号：第 号）

（事務所名称又は法人的名称＋代表行政書士氏名＋行政書士登録番号）

担当者氏名：

（注）個人事務所の場合：事務所代表者の事務所を行政書士証票と同一に記載すること。

行政書士法人の場合：法人代表者の事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）を行政書士証票と同一に記載すること。

上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

建設特定技能受入計画のオンライン申請等について

- 新規申請に関する次の事項
- 変更申請に関する次の事項
- 変更届出に関する次の事項

（注）上記いずれか一つに選択すること。複数選択は、委任事項が不明確となるため不可。

- 建設特定技能受入計画の申請又は届出に必要な書類の作成及び収集
- 外国人就労管理システムへの入力及び当該システムを利用した代理申請
（「適正な就労管理及び労働環境の確保に関する事項の宣誓については、宣誓内容を精読し、受入企業に説明してその同意を得た上で、この同意宣誓の代理含む）
- 申請内容の差し戻しによる補正及び追加資料の提出
- 審査庁との渉外調整（申請内容等に関する照会の対応等の一切の行為）
- 申請の取り下げ及び再申請
- 建設特定技能受入計画認定証の受領に関する件

（注）上記該当する箇所に選択すること。複数選択可

以上

西暦 年 月 日

委 任 者

住所又は所在地：（〒 — ）

氏名又は法人的名称： （電話番号 — — ）

役職・代表者名： Ⓜ

記載例(個人事務所の場合)

見本

行政書士記入欄

事件簿受託番号
2021TOKUTEIXXXX

委任状

受任者の事件簿受託番号を照合
管理できるように記載(任意)。

受任者

所在地：(〒100-XXXX) 東京都〇〇区△△町2丁目3番1号□□ビル203号室
電話番号：03-9876-5432
代理人氏名：行政書士〇〇法務事務所 山田太郎(行政書士登録番号:第03000100号)
(事務所名称又は法人名称+代表行政書士氏名+行政書士登録番号)

担当氏名：海田良子

代表者が担当する場合も省略せず記載。

(注)個人事務所の場合:事務所代表者の事務所を行政書士証票と同一に記載すること。

行政書士法人の場合:法人代表者の事務所(当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)を行政書士証票と同一に記載すること。

上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

建設特定技能受入計画のオンライン申請等について

- 新規申請に関する次の事項
- 変更申請に関する次の事項
- 変更届出に関する次の事項

申請・届出の複数委任は認められません。

(注)上記いずれか一つに選択すること。複数選択は、委任事項が不明確となるため不可。

- 建設特定技能受入計画の申請又は届出に必要な書類の作成及び収集
- 外国人就労管理システムへの入力及び当該システムを利用した代理申請
(適正な就労管理及び労働環境の確保に関する事項の宣誓については、宣誓内容を精査し、受入企業に説明してその同意を得た上で、この同意宣誓の代理含む)
- 申請内容の差し戻しによる補正及び追加資料
新規申請の場合、委任者から誓約内容の理解同意を得ることは極めて重要です。
- 審査庁との渉外調整(申請内容等に関する照会)
- 申請の取り下げ及び再申請
- 建設特定技能受入計画認定証の受領に関する件
(注)上記該当する箇所に選択すること。複数選択可

西暦 2021年 10月 1日

以上

委任日は各申請・届出の日から3ヶ月以内を推奨します。

委任者

住所又は所在地：(〒123-0000) 東京都〇〇区△△町5丁目4番2号士木ビル
氏名又は法人名称：株式会社〇〇建設(代表取締役 山本建太)
役職・代表者名：代表取締役 山本建太

代表
印

法務局届出の代表印と同一のものを推奨します。

記載例(行政書士法人の場合)

見本

行政書士記入欄

事件簿受託番号
2021TOKUTEIXXXX

委任状

受任者の事件簿受託番号を照合
管理できるように記載(任意)。

受任者

所在地：(〒100-0000) 東京都〇〇区△△町1丁目2番3号□□ビル5階
電話番号：03-6543-3210
代理人氏名：行政書士法人〇〇事務所 代表社員 行政太郎(登録番号:第05000123号)
(法人名称又は事務所名称+代表行政書士氏名+行政書士登録番号)

担当氏名：法務良一

代表者が担当する場合も省略せず記載。

(注)個人事務所の場合:事務所代表者の事務所を行政書士証票と同一に記載すること。

行政書士法人の場合:法人代表者の事務所(当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)を行政書士証票と同一に記載すること。

上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

建設特定技能受入計画のオンライン申請等について

- 新規申請に関する次の事項
- 変更申請に関する次の事項
- 変更届出に関する次の事項

申請・届出の複数委任は認められません。

(注)上記いずれか一つに選択すること。複数選択は、委任事項が不明確となるため不可。

- 建設特定技能受入計画の申請又は届出に必要な書類の作成及び収集
- 外国人就労管理システムへの入力及び当該システムを利用した代理申請
(適正な就労管理及び労働環境の確保に関する事項の宣誓については、宣誓内容を精査し、受入企業に説明してその同意を得た上で、この同意宣誓の代理含む)
- 申請内容の差し戻しによる補正及び追加資料
新規申請の場合、委任者から誓約内容の理解同意を得ることは極めて重要です。
- 審査庁との渉外調整(申請内容等に関する照会)
- 申請の取り下げ及び再申請
- 建設特定技能受入計画認定証の受領に関する件
(注)上記該当する箇所に選択すること。複数選択可

西暦 2021年 10月 1日

以上

委任日は各申請・届出の日から3ヶ月以内を推奨します。

委任者

住所又は所在地：(〒123-0000) 東京都〇〇区△△町5丁目4番2号士木ビル
氏名又は法人名称：株式会社〇〇建設(代表取締役 山本建太)
役職・代表者名：代表取締役 山本建太

代表
印

法務局届出の代表印と同一のものを推奨します。

事務連絡
令和3年12月6日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

「希望ナンバ制の導入について」の一部改正について

平素は、当協会運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年12月2日国自情第235号により抽選対象希望番号の内「2020」が対象から除外されました。

なお「2020」は、一般希望番号として取扱われ、一連番号での払出しは引き続きございません。

これに伴い「希望番号予約業務運営要領」を修正いたしましたので、別紙のとおりお届けいたします。

適用期日は令和3年12月6日

※「希望番号予約業務運営要領」につきましては、本会ホームページの会員専用ページよりご覧ください。

令和3年12月14日

日行連発第1301号
令和3年12月15日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 様

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

日本公証人連合会
会長 大野 重 國

令和4年1月1日からの公証事務運用の改定について（周知）

公証人手数料令の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から株式会社等の定款手数料の一部引下げがなされます。また、同日から、公証事務運用が改定され、嘱託人作成の文書の一部について押印を廃止するとともに、郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請が可能になります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしました。各単位会におかれましても、公証事務運用の改定がされたこと及び別添資料の留意点について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

添付：令和4年1月1日からの公証事務運用の改定について（周知方依頼）（令和3年12月14日）

別添：令和4年1月1日からの公証事務運用の改正について

別紙1：執行文（単純・数通）付与申立書（郵便申立て用）

別紙2：執行文（事実到来・承継）付与等申立書（郵便申立て用）

別紙3：正謄本請求書（郵便申立て用）

別表：嘱託人作成文書への押印を廃止する書類について

令和4年1月1日からの公証事務運用の改定について（周知方依頼）

貴会におかれましては、ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。日頃から公証事務の運営につきまして、御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年12月（日付未定）に公証人手数料令の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から株式会社等の定款手数料の一部引下げがなされます。また、同日から、公証役場の利用者の利便性を考慮して、公証事務運用の改定を行い、嘱託人作成の文書の一部について押印を廃止するとともに、これまで認めてこなかった郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請を認めることとしました。

これに伴う留意点は、別添のとおりです。

各公証役場には、円滑かつ遺漏のない公証事務の運用に心掛けるように指示をしておりますが、公証事務運用の改定に際しましては、公証役場を御利用いただいている貴会の会員の皆様に御不便をお掛けすることもあろうかと思えます。

つきましては、貴会の会員の皆様に、公証事務運用の改定がされたこと及びその留意点を御周知いただくとともに、貴会の御理解と御協力を賜れば幸いです。

今後とも、倍旧の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

令和3年12月14日
日本公証人連合会

令和4年1月1日からの公証事務運用の改正について

1 はじめに

令和4年1月1日から、次の3つの制度がスタートします。

- ① 株式会社等の定款認証手数料の改定
- ② 郵送による執行文付与申立て、正謄本交付申立てを認めること
- ③ 囑託人作成文書への押印を廃止すること

2 株式会社等の定款認証手数料の改定

(1) 株式会社又は特定目的会社の定款の認証の手数料について、これまで「5万円」であったものが、資本金の額等が100万円未満の場合「3万円」に、資本金の額等が100万円以上300万円未満の場合「4万円」に、その他の場合「5万円」にと改められます。

(2) 上記改定に伴う留意点は2点です。

1点目は、経過措置の問題です。新制度は、定款認証の囑託時を基準とします。1月1日前の申請のもの（電子定款は登記供託オンラインシステムにより受付処理された時、紙定款は公証役場窓口で定款の認証囑託がされた時を基準とします。）は、従前の一律5万円です。

2点目は、公証人手数料令の解釈の問題です。手数料は株式会社等の資本金の額等によって区分されています。この資本金の額等が定款案に記載されていない場合は、「設立に際して出資される財産の価額」が基準となります。定款の中には、「設立に際して出資される財産の最低額」を記載しているものがあります。その場合、改正後の公証人手数料令第35条第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合ですので、同条第3号の「前二号に掲げる場合以外の場合」に該当することとなり、「5万円」の手数料となります。

3 郵送による執行文付与申立て、正謄本交付申立てを認めること

(1) 執行証書に対する執行文付与の申立て及び執行文の謄本の交付の請求並びに公正証書の正本又は謄本の交付請求については、法務省先例によって、郵送による申立や交付請求は認められていませんでした。

しかしながら、電子定款等の手続において本人確認や代理権限の証明がオンラインで行うことが可能とされていることや裁判所においても判決等の債務名義の正本や謄本の交付請求や執行文付与の申立てについて郵送によることが認められていること等を考慮し、この点を改め、郵送による申立てや交付請求を認めることとしました。

(2) もっとも、公正証書の正謄本の交付請求については、公正証書の内容に関する秘密性等を考慮し、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写真によって本人確認をする場合に限って、テレビ電話を使用して本人確認をすることとしました。なお、印鑑登録証明書によって本人確認をする場合は、テレビ電話による本人確認の手続は不要です。

なお、これまで最寄りの公証役場での正謄本の申立書の本人確認を認める運用を行ってきましたが、これは廃止します。

(3) 郵送による執行文付与申立て等について

郵送による執行証書に対する執行文付与申立て等の取扱いは、次のとおりです。

① 必要書類は、

ア 執行文付与申立書

単紙、数通執行文付与、事実到来・承継執行文付与の申立書（別紙1、2）は、日本公証人連合会のHPに掲載しますので、御利用ください。

イ 執行証書の正本

ウ 本人確認資料

1) 実印と印鑑登録証明書で本人確認をしようとする場合は、執行文付与申立書等に実印を押捺し、発行後3か月以内の申立人の印鑑登録証明書を添付してください。

2) そうでない場合は、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写しが必要です。なお、パスポートその他の公的機関が公証した住居地の記載がない身分証明書の場合は、住民票、健康保険証等の公的機関が住所地を公証したものを添付します。

エ 事実到来執行文又は承継執行文の場合には、その事実の到来を証明する文書又は承継の事実を証明する文書が必要です。原本と併せて、その写しを添付してください。

オ レターパック・プラス又は書留郵便使用の郵便切手を貼付した返送用封筒

返信先を記載したレターパック・プラス又は書留郵便使用の郵便切手を貼付した返送用封筒を同封してください。そして、返信先は、申立人の本人確認資料記載の住所地を記載してください。代理による申立ての場合は、代理人の本人確認資料記載の代理人の住所地又は申立人の本人確認資料記載の住所地を記載します。

② 代理人の場合

上記①のアイエオに加え、代理権限を証する委任状と発行後3か月

以内の申立人の印鑑登録証明書及び代理人の本人確認資料が必要です。

- ③ 申立人又は代理人が法人である場合
上記の必要書類のほか、当該法人の代表者の資格を証する証明書が必要です。

- ④ 手数料等
謄本の作成手数料及び送達費用は、ATMやインターネットバンキング等を利用して振り込みます。

(4) 郵送による公正証書の正謄本の交付請求

郵送による正謄本交付申立て等（別紙3）について、基本的に執行文付与申立ての場合と同じですが、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写しを本人確認資料とする場合には、テレビ電話を利用した本人確認を行います。

なお、公証人の面識のある者からの申立てについては、公証人法第28条第1項及び第2項に鑑み、本人確認資料を省略できます。

4 嘱託人作成文書への押印を廃止することについて

近時の行政手続における押印の廃止を受け、公証事務においても、別表のとおり、これまで嘱託人に対して押印を求めていた嘱託人作成の文書の一部につき、押印を不要とすることにしました。
もっとも、実印及び印鑑登録証明書によって本人確認（人違いでないことの証明）をしようとする場合は、申立書等への実印による押捺を省略することはできません。

- ① 執行関係及び送達関係の書類の押印
押印の廃止をしないことにしました。裁判所は、執行関係、送達関係書類の押印については廃止しない方針ですので、これと同様とします。
- ② 正謄本の交付申立書及び閲覧申立書の押印
実印と印鑑登録証明書を本人確認資料とする場合には、申立書等による押捺を必要とします。
公的機関が証明する顔写真付きの身分証明書を本人確認資料とする場合には、押印は不要です。
- ③ 電子定款に関する申告書等の押印
電子定款に関する申告書（①実質的支配者の申告書、②同一情報の提供の申告書、③嘱託人作成の各種上申書）については、押印や電子署名は不要です。
表明保証書は、嘱託人（定款作成代理人）以外の実質的支配者本人が

作成するものですので、性質上、署名をお願いすることになります。この場合の押印は不要です。

- ④ 保証意思宣言書の保証予定者の押印
保証意思宣言書の保証予定者の押印は不要です。
- ⑤ 原本選付
公証人法施行規則第15条所定の、附属書類である印鑑証明書や登記事項全部証明書等を原本選付する場合には、嘱託人の押印は不要です。

⑥ 上申書

上申書は、意思表示文書ですから、基本は署名又は記名押印が必要です。もっとも、メールの送り取りなどで真正が容易に把握できる場合などは、押印も省略可能です。各公証役場に御照会ください。

(別紙1)

(郵便申立て用)

執行文（単純・数通）付与申立書

(法26条、規則16条)

令和 年 月 日

〇〇法務局所属 公証人 _____ 殿

次のとおり執行文の付与を申し立てます。

1 申立人（債権者）

住 所		
氏 名		
代 理 人 代 表 者		
電話番号		

2 執行文付与を求める執行証書（強制執行認諾条項のある公正証書）の表示

〇〇〇〇公証人 作成 平成・令和 年 第 号	契 約 公正証書
---------------------------	-------------

3 債務者（公正証書上の表記ではなく、強制執行・配当要求をされる者）の表示

	債務者・連帯 保証人の種別	氏 名	執行文 の通数	正本の 要否・通 数	謄本の 要否・通 数
1					
2					

3					
4					

4 2通以上又は再度の付与の場合は、その理由

5 請求権の一部について執行文付与を申し立てる場合は、強制執行をすることができる範囲

[添付書類] 委 任 状 資格証明書 印鑑証明書

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

- レターパックで送付した。
- 書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号（レターパック）・引受番号（書留）は次のとおりである。

- レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。
- 書留郵便の引受番号を記入すること。

(別紙2)

(郵便申立て用)

執 行 文 (事 実 到 来 ・ 承 継) 付 与 等 申 立 書

令和 年 月 日

〇〇法務局所属 公証人_____殿

次のとおり執行文の付与（下記1ないし7）を申し立てます。

また、執行文の謄本等（下記5の文書を含む。）を下記8の者に送達し、その送達証明書の交付を申し立てます。

1 申 立 人 (債権者)

住 所		
氏 名		
代 理 人 代 表 者		
電話番号		

2 執行文付与を求める執行証書（強制執行認諾条項のある公正証書）の表示

〇〇〇〇公証人作成 平成・令和 年第 号	契 約 公正証書
-------------------------	-------------

3 債 務 者 (公正証書上の表記ではなく、強制執行・配当要求をされる者)の表示

	債務者・連帯 保証人の種別	氏 名	執行文 の通数	正本の 要否・通 数	謄本の 要否・通 数
1					

2					
3					
4					
5					

4 事実到来・承継執行文の場合は、その事情

5 事実到来・債権債務の承継を証明する文書の表題

1

2

3

6 2通以上又は再度の付与の場合は、その理由

7 請求権の一部について執行文付与を申し立てる場合は、強制執行をすることができる範囲

8 執行文の謄本等の送達先

住 所 等	
氏名・名称	
法定代理人 代 表 者	

[添付書類] 委 任 状 資格証明書 印鑑証明書

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

レターパックで送付した。

書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号（レターパック）・引受番号（書留）は次のとおりである。

レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。

書留郵便の引受番号を記入すること。

(別紙3)

(郵便申立て用)

正 謄 本 請 求 書

〇〇法務局所属
公証人

殿

令和 年 月 日

請求者 住所

氏名

㊟

電話番号 (— —)

次の公正証書又は定款に基づく、正本・謄本の交付を請求します。

1 公正証書・定款

〇〇〇〇公証人 作成 平成・令和 年 第 号	公正証書 定 款
---------------------------	-------------

2 請求する正本・謄本の数

	正 本	謄 本
通 数		

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

レターパックで送付した。

書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号(レターパック)・引受番号(書留)は次のとおりである。

レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。

書留郵便の引受番号を記入すること。

別表

嘱託人作成文書への押印を廃止する書類について		
番号	対象文書・押印	押印不要・押印維持
1	執行関係の資料の押印 ①執行文付申請書 ②執行文受領書	押印維持
2	公正証書謄本等の送達関係資料の押印 ①謄本等送達申請書 ②送達受領書 ③送達証明申請書 ④送達証明書受領書 ⑤送達不能証明申請書	押印維持
3	正謄本の交付申請書及び閲覧申請書の押印	(面前) ①実印による身分確認の場合 押印維持 ②公的機関の証明書による身分確認の場合 押印不要 (署名又は記名) (郵送) ①面前①と同じ ②公的機関の証明書の写し+TV電話での確認 押印不要 (署名又は記名)
4	電子定款に関する申請書 ①実質的支配者の申告書 ②表明保証書 ③同一情報提供の申告書	①及び③につき 押印不要 (署名又は記名) ②につき 押印不要 (実質的支配者の署名のみ)
5	保証意思宣明書の保証予定者の押印	押印不要
6	原本還付	押印不要
7	上申書	押印を一部省略することも可 (公証役場に照会)

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）で示された石綿含有仕上塗材廃棄物の
取扱いと産業廃棄物処理業の許可証書換交付について（通知）

平素から、当県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、環境省から示されました石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）では、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものの取扱いが変わった上、その除去工法によっては汚泥に該当する旨記載されています（下図参照）。

つきましては、長野県における石綿含有仕上塗材廃棄物の取扱い及び許可証の取扱いについて、下記のとおり整理をしましたので御了知願います。

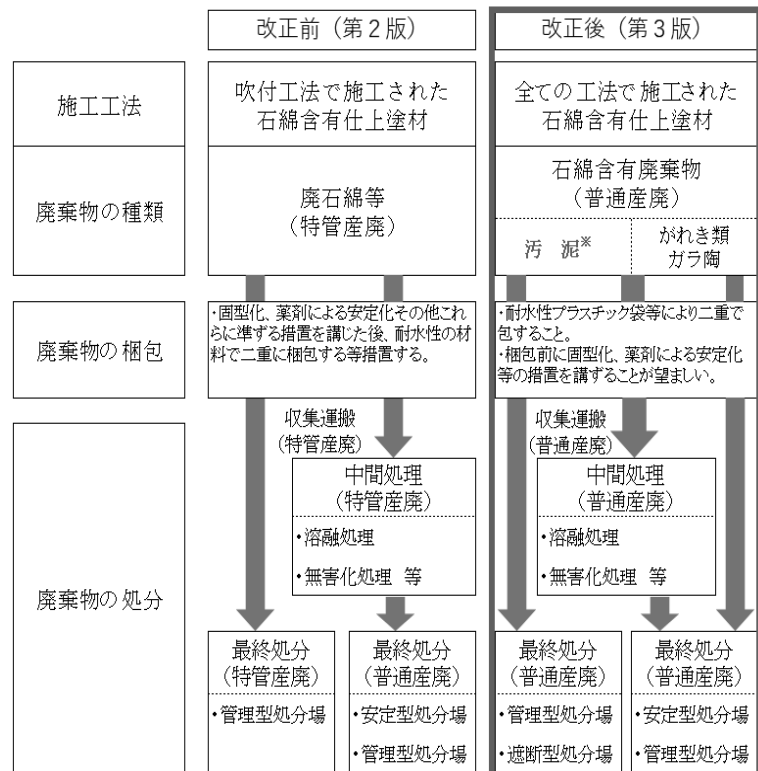
記

1 石綿含有仕上塗材廃棄物の取扱い

石綿含有仕上塗材廃棄物は、「がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラ陶）の石綿含有産業廃棄物を含む。」に加え、その除去工法によっては、汚泥に該当する場合があります*。

*汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の該当性について

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、高圧水洗工法や剥離剤併用等により除去されたもので泥状を呈しているものなどは、産業廃棄物の汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に該当する場合があります。



2 許可証の取扱い

(1) 申出書による書換交付

今後、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱う予定がある産業廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物処分業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置許可業者で、「汚泥」（許可条件がある場合は無機汚泥又は建設汚泥を扱える場合に限る）の許可があり、かつ「がれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」、特管産廃の「廃石綿等」のいずれか又は両方の許可を有する事業者は、申出書の提出により許可証の書換交付を行います。

(2) 申出書

添付書類のとおりです。

- ・ <産業廃棄物処理業者の皆様へ>
- ・ 申出書（産業廃棄物収集運搬業者 用）、添付書類、記載例
- ・ 申出書（産業廃棄物最終処分業者・産業廃棄物処理施設設置者 用）

(3) 周知方法

対象事業者には個別で通知を郵送するとともに、長野県ホームページで周知します。

（長野県ホームページ）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/ishiwata/goannnai.html>

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係 課長：滝沢 朝行 係長：伊藤 一茂 担当：河野 博和 電 話：026-235-7164 FAX：026-235-7259 E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

＜産業廃棄物処理業者の皆様へ＞

環境省は、大気汚染防止法の改正に伴い、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった場合の取扱いを変更し、次のおお塗り石綿含有廃棄物等処理マニュアル（抜粋）を改正しました。これに伴う産業廃棄物処理業に係る手続きについてお知らせします。

○ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版） （環境省環境再生・資源循環局） 抜粋

（p. 8 解説 23 行目～）

石綿含有仕上塗材とは、JIS A 6909 に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿が含有されているものであり、大気汚染防止法施行令においても規定されている。その廃棄物は石綿含有廃棄物として扱うこととなるが、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的低放射性の高いおそれのあるものとして、第3章以降に後述するとおり排出や処理時の取扱いには留意が必要である。

【中略】

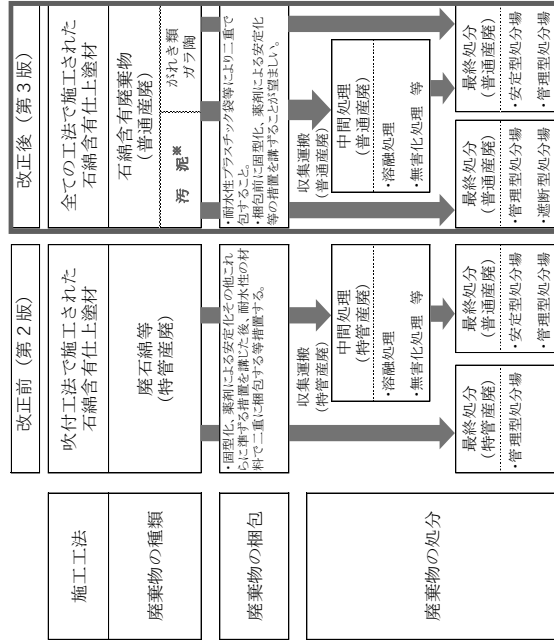
なお、これらの石綿含有成形板等が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不燃物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。ただし、除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もある。いずれの場合においても、産業廃棄物の種類については個別の状況に応じて都道府県又は政令市により適切に判断されたい。

1 石綿含有仕上塗材廃棄物の取扱いの概要

これまで、吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材が廃棄物となった場合は特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として取り扱ってきましたが、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）では、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは**全て普通物の石綿含有産業廃棄物**と示されました。

また、同マニュアルでは従来からの許可品目である「がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラ陶）」の石綿含有産業廃棄物を含む。「に加え、その除去工法によっては、**汚泥に該当する場合もある旨記載**されており、廃棄物の梱包方法や汚泥に該当する場合の最終処分方法についても記載されています。

○ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル改正による廃棄物の取扱いについて



※該当しうる除去工法
 ・高圧水洗工法
 ・熱融剤使用
 ・その他低放射量しているもの

○ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の該当性について

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、**高圧水洗工法**・**熱融剤併用**等により除去されたもので**泥状を呈しているもの**などは、産業廃棄物の汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に該当する場合があります。

2 許可証の取扱いについて

今後、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱うご予定がある産業廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設設置許可業者で、「汚泥」（許可条件がある場合は無機汚泥又は建設汚泥を扱える場合に限る）の許可があり、かつ「かれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」、特管産廃の「廃石綿等」のいずれか又は両方の許可を有する場合は、その申出により種類に「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を追加し、石綿含有仕上塗材廃棄物」に対応するよう許可証の書換交付を行います。

なお、産業廃棄物収集運搬業者で、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の積替保管を行う場合は、担当の地域振興局環境・廃棄物対策課へご相談ください。

許可品目		申出書による書換 交付対応の可否	手続き
普通産廃	特管産廃		
汚泥	かれき類・ガラ陶 石綿含有産業廃棄物を含む。*	○	→ P3
○	○	○	
○	×	○	→ P4
×	○	○	
×	×	×	→ P4
×	×	×	
×	×	×	

※ 普通産廃の「かれき類・ガラ陶」の石綿含有産業廃棄物を含む。Jについて

- … 2つの許可品目のうち、いずれか1つ以上の許可を有している場合
- × … 2つの許可品目のうち、いずれの許可も有していない場合

○書換交付対象事業者のうち、産業廃棄物収集運搬業者の積替保管を行う事業者の方

書換交付対象の産業廃棄物収集運搬業者のうち、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の積替保管を行う事業者につきましては、変更許可又は変更届が必要となる場合があります。ご予定がある場合は担当の地域振興局 環境・廃棄物対策課へご相談ください。

- ・ 現在、積替保管の許可を有していない事業者の方は**変更許可申請**手続きになります。
- ・ 現在、積替保管の許可を有している事業者の方は**変更届出**手続きになります。

積替保管の有無	積替保管なし	積替保管あり (汚泥)	積替保管あり (汚泥以外)	手続
○	○	○	○	変更許可
×	×	×	×	変更届
×	×	×	×	変更届

3 申出書の提出について

○ 申出書による書換交付の対象者の方

○ 提出書類（提出部数 1部）

- ・ 申出書
 - ・ 添付書類（汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を今後取り扱わない場合は不要です。）
- ※ 申出書については、**すべての書換交付対象者に提出をお願いしています。**

○ 申出書の受付期間

令和4年1月4日（火）から 許可更新時まで

○ 許可証の記載方法

石綿含有廃棄物である汚泥を取り扱う旨を、事業の範囲に記載します。

○ 留意事項

- ・ 許可証の書換交付の際は、従前の許可証を返戻してください。
- ・ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱う予定がない旨の申出書を提出された後、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱う場合は変更許可が必要となります。

○ お問い合わせ先

【処理施設設置許可業者の方、産業廃棄物処分業者の方】

- ・ 長野県庁 環境部 資源循環推進課 廃棄物審査係
電話 026-235-7164 メール junkan@pref.nagano.lg.jp

【産業廃棄物収集運搬業者の方】

- ・ 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0267-63-3166 メール sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- ・ 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0265-76-6817 メール kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- ・ 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0263-40-1956 メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- ・ 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 026-234-9533 メール nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

※長野市及び松本市の許可を有している事業者の方は、各市へお問い合わせください。

提出書類等については、長野県環境部資源循環推進課のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/ishiwata/goanmai.html>

4 新規許可申請又は変更許可申請について

○ P3（3 許可に係る申出）による書換交付の対象外の方

石綿含有仕上塗材廃棄物を取り扱っている事業者で、石綿含有廃棄物処理マニュアル（第3版）で示された普通産廃「汚泥・がれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有していない方は、取り扱う廃棄物の種類に応じた許可をお取りいただく必要があります。長野県では令和4年4月1日以降、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）に則った指導等を行うこととしますので、引き続き、石綿含有仕上塗材廃棄物を取り扱う事業者の方は、令和4年3月31日までに必要な許可をお取りください。

○ 手続きについて

【(普通)産廃の許可を有していない事業者の方】

⇒取り扱う(普通)産廃の「新規許可申請」が必要になります。

【(普通)産廃の許可を有しているが取り扱う廃棄物の種類の許可がない事業者の方】

⇒取り扱う(普通)産廃の「変更許可申請」が必要になります。

○ 必要書類等について

「許可申請の手引き」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuna-shi/index.html>

○ 留意事項

収集運搬業に係る許可申請の標準処理期間は42日です。

○ お問い合わせ先

- ・佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0267-63-3166 ×メール sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0265-76-6817 ×メール kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0263-40-1956 ×メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 026-234-9533 ×メール nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

※長野市及び松本市の許可を取得されたい事業者の方は、各市へお問い合わせください。

石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、汚泥に該当する場合の取扱いに係る申出書 (産業廃棄物収集運搬業者 用)

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号
住所
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものうち、泥状を呈するものの取扱いについて、下記のとおり申出します。

記

1 申出を行う者の産業廃棄物収集運搬業許可について

許可番号	第 号
現許可で取扱える産業廃棄物の種類 (該当するものに○)	(特別管理産業廃棄物) ・ 廃石綿等 (普通産廃) ・ 汚泥 ・ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)

2 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) *を取り扱う予定があるか。(いずれかに○)

※ 石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、産圧水加工法や固液分離併用等により除去されたもので泥状を呈しているもの
ある
なし
(→3へ)
(→以上で終了です。)

3 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) の積替保管を行う予定があるか。(いずれかに○)

ある
なし
(→担当の地域振興局 環境・廃棄物対策課へ御相談ください。)

● 3にご回答いただいた方は添付書類もあわせてご提出ください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

長野県内の事業場から発生する汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を最終処分場へ運搬する。

- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に係るものの計画についてのみ記載してください。
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を最終処分場へ運搬する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場になります。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
汚泥 (石綿含有産業廃棄物)	△ t	泥状 (石綿含有 仕上塗材)	〇〇事業場 長野県〇〇市△△	なし	◇◇最終処分場 〇〇県〇〇市△△
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
〇〇〇〇	汚泥(石綿含有産業廃棄物)の運搬	Δ t			

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
〇〇〇〇	汚泥(石綿含有産業廃棄物)の運搬	Δ t			

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）										
(1) 車両毎の用途										
(2) 収集運搬業務を行う時間										
(3) 休業日										
従業員数の内訳										
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	年			日現在
							月	月	月	
人	人	人	人	人	人	人				人
							合計			人

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）										
(1) 車両毎の用途										
(2) 収集運搬業務を行う時間										
(3) 休業日										
従業員数の内訳										
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	年			日現在
							月	月	月	
人	人	人	人	人	人	人				人
							合計			人

・車両と用途（汚泥（石綿含有産業廃棄物）の運搬）
 ・収集運搬業務を行う時間
 ・休業日
 ・従業員数の内訳
 を記載してください。

(第 5 面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第 5 面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

○運搬に際し講ずる措置について

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）は、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態で運搬します。また、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けます。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）が

①飛散し、及び流出することを防止する

②その他の物と混合するおそれがないよう他の物と区別する
運搬方法について記載してください。

（飛散防止策、他の廃棄物と混合しない措置、荷台での転倒や移動の防止策等）

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	撮影	年	月	日
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。					

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	撮影	年	月	日
〇〇〇〇	汚泥 (石綿含有産業廃棄物)				
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 汚泥 (石綿含有産業廃棄物) が飛散し、及び流出するおそれがないもの。					

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	撮影	年	月	日
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。					

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	撮影	年	月	日
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。					

石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、汚泥に該当する場合の取扱いに係る申出書
 (産業廃棄物最終処分業者・産業廃棄物処理施設設置者 用)

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものうち、泥状を呈するものの取扱いについて、下記の
 とおり申し上げます。

記

1 申出を行う者の産業廃棄物処分業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可について

処分業許可番号	第 号
処理施設設置許可番号	第 号
現許可で取扱える 産業廃棄物の種類 (該当するものに○)	(特別管理産業廃棄物) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃石綿等 ・ (普通産廃) ・ 汚 泥 ・ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)

2 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) * を取り扱う予定があるか。(いずれかに○)

* 石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、蓋匠本施工法や脱離剤併用等により除去されたもので泥状を呈しているもの

ある
 ・ なし
 (添付書類もあわせてご提出ください。 (→)以上で終了です。)

【添付書類】

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) の保管施設に関する書類
 … 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) の保管を伴わない場合は提出不要です。
- (3) 最終処分場の技術上の基準への対応状況を示す書類
 … 過去に申請等された書類であって、その内容に変更が生じない場合は省略することができます。その場合は、別紙を提出してください。
- (4) その他知事が必要とする書類

(別紙)

添付書類の省略について

申請者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【産業廃棄物処理施設】

産業廃棄物処理施設に係る書換交付の申出にあつて、下記の添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設（新規・変更）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設設置変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

- 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）及び処理施設に関する書類

令和3年12月

長野県行政書士会 会員 各位

長野税務署長

納税証明書のオンライン請求のご利用について

国税の申告と納付につきましては、日ごろからご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署では納税者又は代理人の請求に基づき、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことを証明する納税証明書の発行を行っております。納税証明書の交付請求手続きとして、書面による請求のほかオンラインで請求することも可能となっております。インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、電子証明書やICカードリーダーがなくても、オンラインで納税証明書の請求が可能です。自宅等で請求データを作成することにより、税務署窓口での待ち時間が短縮できます。更に発行の際の手数料も、書面請求では1税目・1年度・1枚400円のところオンライン請求では370円となっております。

なお、代理人による受取の場合には、委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

また、マイナンバーカードなどの電子証明書をお持ちの方は、電子納税証明書（PDF）がとても便利です。税務署窓口に行く必要がなく非対面で請求から受取までできます。

税務署では、多くの皆様にこの簡単で便利な納税証明書のオンライン請求を利用していただけるよう、ご案内しているところです。別添のリーフレット「電子納税証明書（PDF）がとても便利です！」及び「スマホ×納税証明 お持ちのスマホを使って納税証明書を請求」をご確認の上、この機会に納税証明書のオンライン請求を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら担当者までお問合せください。

担当者

長野税務署 管理運営第一部門 川窪靖志

電話 026-234-0117 (ダイヤル)

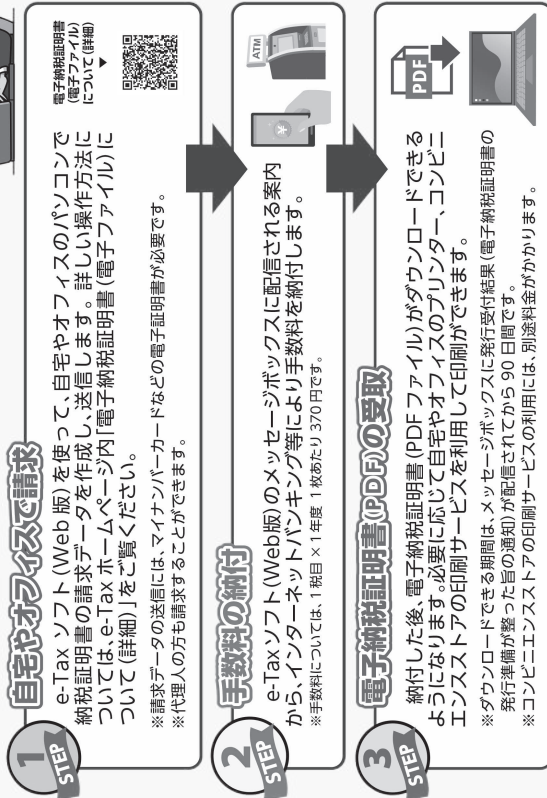


電子納税証明書(PDF)が とても便利です!

お手持ちのパソコンからe-Taxを使って請求から受取まで
簡単な操作ができますので、ぜひご利用ください!

- メリット その1 税務署窓口に行く必要がなく非対面で請求から受取までできます!
- メリット その2 電子納税証明書(PDFファイル)は回数でもお使いいただけます。(※注)!
- ※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その3 電子納税証明書(PDFファイル)は回数でも印刷できます!

発行までの流れ



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある!! 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求にはe-Taxを使ったオンライン請求が便利です。ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1 STEP 自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。

(※) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーエフの登録商標です)

2 STEP 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要で、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものとに分れます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

3 STEP 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

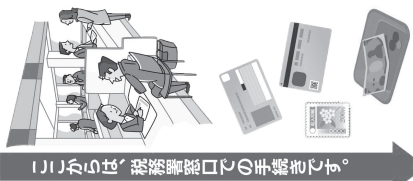
1枚目 1年度 1枚 370円 (請求 400円)

4 STEP 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内の納税証明書を受け取る場合についてをご覧ください。

- ※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダー/ドライバーの購入が必要です。
- ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (SP 版) はご利用できません。
- ※インターネットバンキングや ATM 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。



ここからは 税務署窓口での手続きです。



スマホ専用サイトでできること

以下の機能及び手続がご利用いただけます。

- e-Taxホームページ（スマートフォン専用）の閲覧
- スマートフォン専用のe-Taxホームページにて「重要なお知らせ」及び「お知らせ」の閲覧等ができます。
- e-Taxソフト（SP版）の利用
- スマートフォン専用のe-Taxホームページへアクセスし、「e-Taxソフト（SP版）」へのログインによりご利用いただけます。

利用者情報の登録・確認・変更
申告・申請等データの基本情報となる氏名、住所等の情報、「税務署からのお知らせ」等を受信するメールアドレスの登録・変更（法人利用者については、利用者情報の確認機能のみご利用が可能です。）
納税
納付情報登録依頼（税目、納付金額等の納付情報データの作成及び送信等）、ダイレクト納付、インターネット決済（金融機関等サイト）へのリンク、クレジットカード納付専用の外部サイトへのリンク （注）納付情報登録依頼について、税理士等による代理送信はご利用いただけません。
メッセージボックスの確認
e-Taxに送信した申告・申請等データの送信結果、「税務署からのお知らせ」等の確認
還付金処理状況の確認
e-Taxを利用して還付申告を行った場合の、還付金の処理状況の確認
振替納税結果の確認
振替納税を利用した方のうち、e-Taxを利用して申告を行った場合の振替納税結果の確認
納税証明書（署名省略分）の交付請求
納税証明書（署名省略分）の交付請求
徴収高計算書の提出
各種徴収高計算書の提出 （注）徴収高計算書の提出について、税理士等による代理送信はご利用いただけません。

ID・パスワード方式の登録がお済みの方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から確定申告書の作成・提出ができます。

※ID・パスワード方式の登録がお済みでない方は、税務署窓口で事前申請が必要になります。（利用者識別番号をお持ちの方でもID・パスワード方式の登録が必要になります。）

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>
e-Taxヘルプデスク 0570-01-5901（e-コクゼイ）

【電話番号】 ナビダイヤル（全国一律市内通話料金）

【受付時間】 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

（注）

ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、03-5638-5171をご利用ください。ただし、この場合には、通常の通話料金となります。

個人の納税証明を請求される方

スマホ×納税証明

お持ちのスマホを使って納税証明書を請求

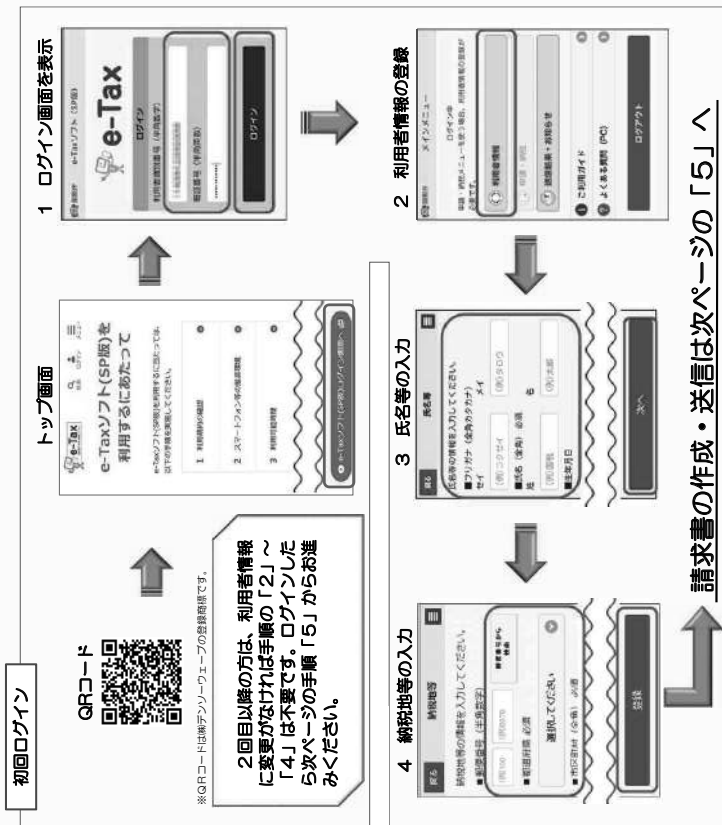
×リット

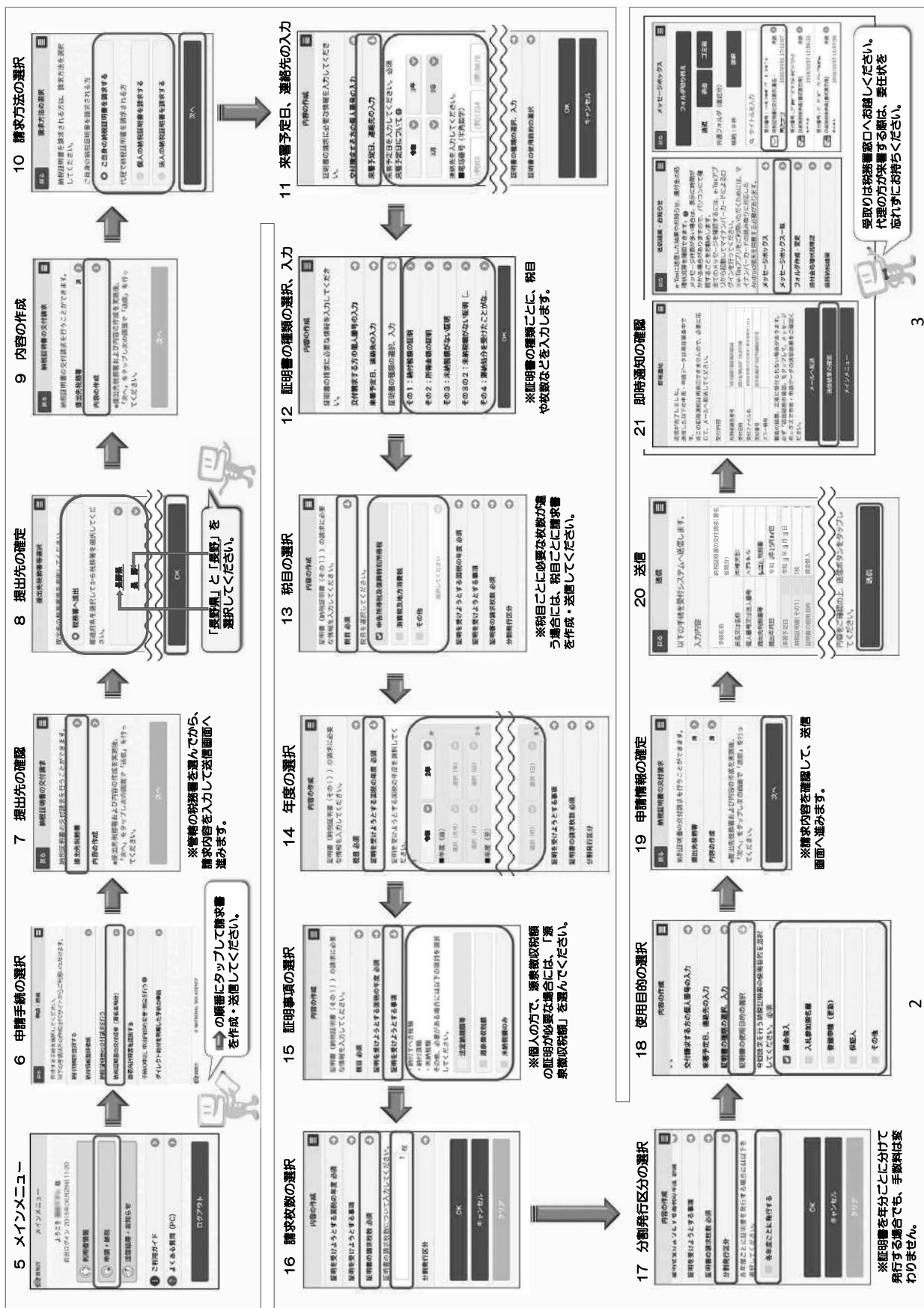
① 手数料がお得 ⇒ 400円 370円

② 窓口での待ち時間短縮

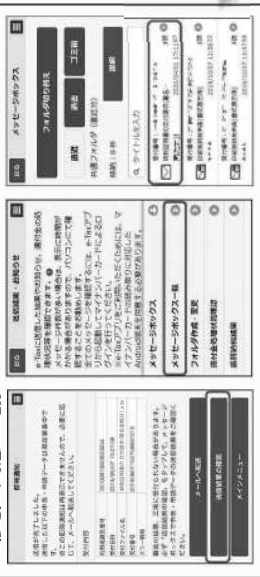
代理の方のスマホからも請求書を送信できます。
※代理人による受け取りは、委任状が必要です。

QRコードを読み込んで、
e-Taxのスマホ専用サイトにアクセス!!





(参考) 即時通知の確認



簡便・便利な e-Tax のスマホ専用サイトをご利用ください！



スマホ専用サイトでできること

- 以下の機能及み手続がご利用いただけます。
- e-Tax ホームページ (スマートフォン専用) の閲覧
- e-Tax ソフト (SP版) の利用
- スマートフォン専用の e-Tax ホームページアクセスし、「e-Tax ソフト (SP版)」へのログインによりご利用いただけます。

スマホ専用サイト (e-Tax ソフト (SP版))



利用者情報の登録・確認・変更

申告・申請等データの基本情報となる氏名、住所等の情報、「税務署からのお知らせ」等を受信するメールアドレスの登録・確認・変更 (法人利用者については、利用者情報の確認機能のみご利用が可能です。)

納税
納税情報登録依頼 (税目、納付金額等の納付情報データの作成及び送信等)、ダイレクト納付、インターネットバンキング (金融機関等ウェブサイト) へのリンク、クレジットカード納付専用の決済サイトへのリンク (注) 納付情報登録依頼については、税理士等による代理登録はご利用いただけません。
メッセージボックスの確認
e-Tax に送信した申告・申請等データの送信結果、「税務署からのお知らせ」等の確認
還付金処理状況の確認
e-Tax を利用して還付申告を行った場合、還付金の処理状況の確認
控除納税結果の確認
振替納税を利用した方のうち、e-Tax を利用して申告を行った場合の振替納税結果の確認
納税証明書の交付請求
納税証明書 (署名省略分) の交付請求
徴収額計算書の提出
各種徴収資料集の提出 (注) 徴収額計算書の提出については、税理士等による代理送信はご利用いただけません。

ID・パスワード方式の登録がお済みの方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から確定申告書の作成・提出ができます。
※ID・パスワード方式の登録がお済みでない方は、税務署窓口で事前申請が必要です。
(利用者識別番号をお持ちの方でもID・パスワード方式の登録が必要になります。)

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax ヘルプデスク 0570-01-5901 (e-コクゼイ)

【電話番号】ナビダイヤル (全国一都市内通話料金)
【受付時間】月曜日～金曜日 午前9時から午後5時 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

(注意)
ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、03-5638-5171をご利用ください。ただし、この場合には、通常の通話料金となります。

法人の納税証明を請求される方

スマホ X 納税証明

お持ちのスマホを使って納税証明書を請求

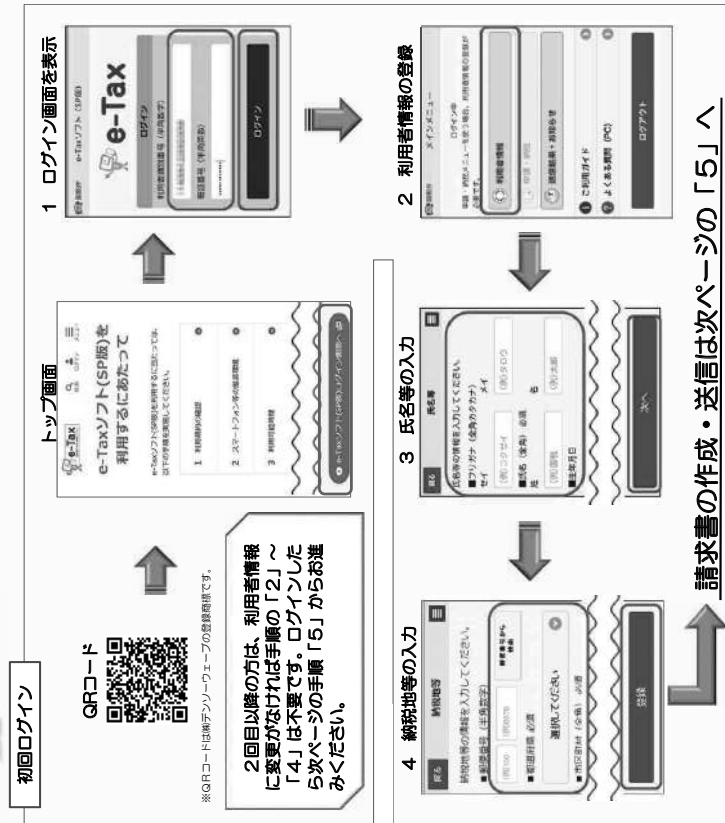


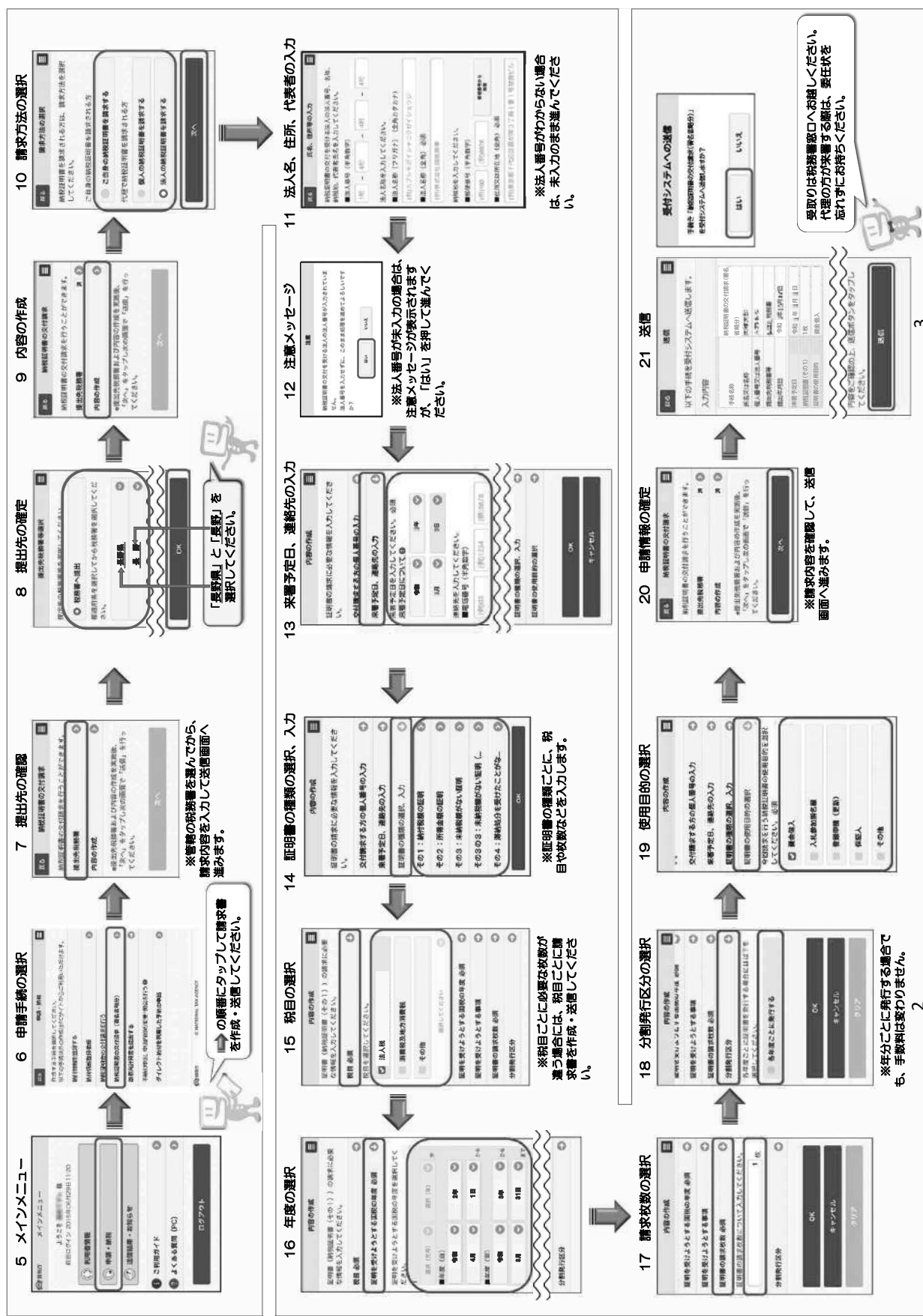
① 手数料がお得 ⇒ 400円 370円

② 窓口での待ち時間短縮

代理の方のスマホからも請求書を送信できます。
※代理人による受け取りは、委任状が必要です。

QRコードを読み込んで、e-Taxのスマホ専用サイトにアクセス!!





事務連絡
令和3年12月27日

日行連発第1373号
令和3年12月27日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
日本税理士会連合会
全国社会保険労務士会連合会
日本弁理士会
日本海事代理士会
日本行政書士会連合会

デジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法の改正に伴う
戸籍の附票の写しの交付に関する取扱いの変更について

御中

標記の件につきまして、今般、政府よりデジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法が改正され、令和4年1月11日より施行されることに伴い、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更される旨の通知がありました。(詳細は、別添をご確認ください。)
具体的には、施行日以降に、職務上請求書を使用し、自治体の窓口等において、当該戸籍の附票の写しの交付請求を行った際に、交付される写しの取扱いが下記のとおり変更されます。

つきましては、各単位会にかれまじり所属会員への周知とともに会員指導をお願いいたします。

なお、本会といたしましては、当該住民基本台帳法の改正に対応した職務上請求書の様式改訂の検討を進めているところです。また、現在使用可能な職務上請求書の経過措置等について、検討を行っており、その取扱いに関する詳細は、決まり次第、早急にご案内申し上げます。

恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 施行日以降(令和4年1月11日)、戸籍の附票の写しに記載される事項

①氏名(フルネーム)、②住所、③住所を定めた年月日、④生年月日、⑤性別

※今般の改正に伴い、④および⑤が追加されます。

2. 施行日以降(令和4年1月11日)、原則として戸籍の附票の写しに記載されない事項
⑥戸籍の表示(本籍地及び筆頭者)、⑦在外選挙人登録情報

※戸籍の附票の写しの利用目的を達成するために、⑥および⑦についての記載が必要であることを請求者が申し出た上で、市長村が認めるときは、戸籍の附票の写しに⑥および⑦が記載されます。

以上

<別添>

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について(周知依頼)(令和3年12月27日付事務連絡、総務省自治行政局住民制度課)
- ・デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容
- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について(通知)(令和3年11月25日付総行住第143号、総務省自治行政局長)

総務省自治行政局住民制度課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について(周知依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり令和3年11月25日付け総行住第143号総務省自治行政局長通知を差出しました。

内容としては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更について、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた期日を令和4年1月11日に定めたものです。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

自治行政局住民制度課

担当：平野係長

市川事務官

中澤事務官

電話：03-5253-5517(直通)

FAX：03-5253-5592

デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月1日)において施行される改正内容

- ① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加(住基法第17条)
- ② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の写しの交付における戸籍の表示(住基法第17条第1号)及び在外選挙人名簿情報(住基法第17条の2第1項)の取扱いの変更

上記②(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の写しの交付に係る取扱いの変更)の内容

- ・本人申請求(住基法第20条第1項)
 - 市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて適用する第12条第5項】
 - ・公用請求(住基法第20条第2項)
 - 市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて適用する第12条第5項】
 - ・第三者申出(住基法第20条第3項)
 - 戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出に代り市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて適用する第12条の3第7項及び第8項】
 - ・持付筆跡委任者からの申出(住基法第20条第4項)
 - 戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出に代り市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて適用する第12条の3第7項及び第8項】
- ※戸籍の附票の写しの交付については、住基法第21条の3を参照

各都道府県市長殿
各指定都市市長殿

総行住第143号
令和3年11月25日

総務省自治行政局長
(公印省略)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について(通知)

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)第2条による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正等につきまして、本日、下記の政令が公布されました。
貴職におかれましては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村(特別区を含む。)に対してもこの旨周知願います。

記

- 第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第312号)
デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定(戸籍の附票の記載事項の追加等に係る規定)の施行期日を令和4年1月1日としたこと。
- 第2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第2項及び第六項の政令で定める日(令和3年政令第313号)
住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第4条第2項及び第6項の政令で定める日を令和4年1月1日としたこと。

日行連発第1425号
令和4年1月7日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した
戸籍の附票の写しの請求について

住民基本台帳法の改正に伴い、令和4年1月11日の改正法の施行日以降、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更されることについては、令和3年12月27日付日行連発第1373号にて各単位会へお知らせしたところです。

このことを受け、現在使用可能な職務上請求書の経過措置について総務省及び法務省と調整を図っておりますが、今般、下記のとおり取扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、直前までご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関しまして、所属会員へ固知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本会ホームページの会員専用ページにも本件に関して、掲載いたしますことを申し添えます。

記

1. 請求日：令和4年1月11日以降
2. 該当する請求文書：
「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記載された戸籍の附票の写し
3. 請求の方法：
現行の職務上請求書に別紙の書式を添付し、双方に必要事項を記入して自治体の窓口へ提出すること

以上

<別紙>

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」の記載が必要であることを求めるための書式

日行逆発第1439号
令和4年1月12日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの
請求に用いる書式の取扱いについて（追加連絡）

令和4年1月7日付日行逆発第1425号にて住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの請求方法等についてお知らせしましたところですが、当該請求時に用いる書式の取扱いについても追加で下記のとおりご連絡申し上げます。

職務上請求書の適切な使用と取扱いの観点から、大変恐縮ではございますが、本件について所屬会員へ固知いただきますとともに、各単位会におかれましても、厳格な管理と指導等に取り組みられるよう重ねてお願いいたします。

なお、本会ホームページの会員専用ページにも本件を掲載いたします。

記

1. 書式名：
戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」の記載が必要であることを求めるための書式
2. 保管：
自治体の窓口へ提出した上記1の書式を各自においてコピーし、職務上請求書の控えと同様に2年間保管すること
3. 職務上請求書の追加購入時の取扱い：
職務上請求書本体の控えと当該2の書式のコピーの両方を単位会に提出すること

以上

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」の記載が必要であることを求めるための書式.docx

<別紙書式>

長 殿

令和 年 月 日

職務上請求書 NO. _____ に記載した、戸籍の附票の写しの利用目的を達成するにあたり、「戸籍の表示（本籍地・筆頭者） 在外選挙人登録情報」が必要であるので記載を求めます。

理由：

登録番号または法人番号： _____

行政書士氏名： _____ 職印



事務連絡

令和4年(2022年)1月11日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部建設政策課建設業係長

建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への工事担任者の
追加及び経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて(通知)

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課及び建設市場整備課から別添のとおり事務連絡がありました。

貴職におかれましては、別添事務連絡の趣旨に鑑み、貴会会員に対し、的確な運用が図られますよう御配慮願います。

なお、「建設業許可の手引」及び「経営事項審査申請書作成の手引」については別添のとおり該当ページの訂正をし、長野県公式ホームページに掲載しておりますので御承知おきください。

事務連絡の概要については下記のとおりです。

記

- (1) 「電気通信工事業」の技術者に「令和3年4月1日以降に電気通信事業法第72号第2項において準用する同法第46条第3項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であってその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者」を追加。
- (2) 令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、事業年度終了の日以前に建設キャリアアップシステムのレベル判定を受けていた技能者について、能力評価の結果を証する写しを提出することができなかった者は、「令和4年4月26日」までの間に限り、経営規模等評価の再審査の申し立てをすることが可能。

長野県建設部建設政策課建設業係 (係長) 野本 和弘 (担当) 小林 萌奈 電 話 026-235-7293 (直通) ファクシミリ 026-235-7482 電子メール kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡
令和3年12月27日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者
への工事担任者の追加について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第81号）が本日公布及び施行されましたので、下記の通りお知らせいたします。適切な運用にご協力をお願いいたします。

記

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者）として、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定による「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に關し3年以上実務の経験を有する者」が追加されました。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第2号の改正）。当該規定は、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験（以下「試験」という。）に合格した者、養成課程（※1）を修了した者及び総務大臣の認定（※2）を受けた者に限り、適用とすることとしております。

工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）のうち、総合通信の資格者証は、①総合通信又は第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の試験に合格等した場合だけでなく、②第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けた者が新たに第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信の試験に合格等した場合、及び③第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付申請を行った場合にも交付を受けることが可能です。①の場合には、総合通信の資格者証が令和3年4月1日以降に総合通信等の試験に合格等したことにより交付を受けたものである必要があり、試験結果通知書や養成課程の修了証明書等により確認が可能です。②及び③の場合には、既に交付を受けた第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証（⑤の場合には既に交付を受けた資格者証の両方）は、令和3年4月1日以降に試験に合格等したことにより交付を受けたものである必要があり、これらの資格者証の交付日

が令和3年4月1日以降であることにより確認ができます。また、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けており、総合通信の資格者証は未交付である場合も③の場合と同様の方法で確認することができます。

なお、資格者証の交付後に必要となる実務経験については、直前に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数える必要がありますが、例外として、第一級アナログ通信と第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付を受けた場合（上記②の場合）は、総合通信の資格者証の交付日ではなく、第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証のうち、より直前に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数えることが可能です。

（※1）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程

（※2）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の総務大臣の認定

以上

<お問い合わせ先>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 技術検定係

電話 : 03-5263-8111

担当 : 久原 (内線 24-744)

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課
建設市場整備課

記

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技術者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術的能力」及び「建設工事に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（建設業法施行規則第18条の3第1項第10号）」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかつた者から経営規模等評価の再審査の申立てがあった場合、令和4年4月26日までの間に限り、その申立てに応じること。

また、能力評価基準のうち、グラウト技術者能力評価基準及び硝子工事技術者能力評価基準による評価については、令和3年12月27日現在において、各能力評価実施機関における能力評価関係事務が再開されていない状況にあるため、これらの能力評価基準による評価の結果を証する書面等の再発行を希望する者については、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室まで相談することを、別紙の通り各建設業者団体の長あてに連絡しているところ、当該能力評価基準に係る照会等を受けた場合は、同室を紹介されたい。

以上

〈お問い合わせ先〉

○能力評価基準に関するお問い合わせ
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室
電話：03-5253-8111（内線24854）
担当：山下

○その他経営事項審査全般に関するお問い合わせ
国土交通省不動産・建設経済局建設業課
電話：03-5253-8111（内線24734）
担当：本多

経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて

経営規模等評価においては、その申請をした建設業者の職員である建設技術者が、能力評価基準（建設技術者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により認定を受けた能力評価基準をいう。以下同じ。）による評価を受けた場合、その結果について、「技術的能力」及び「建設工事に従事する者実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第1項第10号）」として評価の対象としているところである。

各都道府県における経営規模等評価に係る審査に当たっては、能力評価の結果を証する書面等が必要であるところ、当該評価の結果は、従来、国土交通省が保有・運用する「レベル判定システム」により通知され、同システムから「能力評価（レベル判定）結果通知書」として出力することが可能となっていたところである。

しかしながら、当該システムは令和3年6月16日より運用を停止し、各建設技術者は、自身が受けた評価の結果を証明する書面等を入力することができない状況となっていたところである。

このため、令和3年6月16日以降に経営規模等評価を申請した建設業者の中には、その職員である建設技術者について能力評価の結果の通知を受けていたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等を提出することができなかつた者が一定数存在していたところである。

こうした状況を踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第81号）及び建設業法施行規則第三項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件（令和3年国土交通省告示第1654号）を本日公布・施行し、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の28に基づき経営規模等評価の再審査の申立ての特例について、別添の通り定め、下記の通り取り扱うこととしたので、貴職におかれましては、十分御了知いただき、その運用にあたっては遺漏なきようお取り計らいください。

お知らせ

行政書士無料相談について

広報部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数													合計	
			遺言 相続	各種 契約	定款 内容証明等	不動産 関係	戸籍 関係	建設 風営	法人 設立	農地 転用	自動車 関係	入管 関係	土地 開発	行政 不服申立	代理 業務		その他
佐久	10月9日(土) 10:00～15:30	佐久支部理事事務所 4ヵ所（電話相談）	20			2							1			7	30
上田	10月2日(土) 9:00～12:00	上田市中央公民館 第一会議室	4														4
諏訪	10月2日(土) 10:00～15:00	諏訪市公民館1F 視聴覚室	6									1					7
伊那	10月9日(土) 10:00～15:00	伊那市役所	2													2	4
飯田	10月24日(日) 10:00～15:00	エス・バード	9													1	10
松本	10月15日(金) 10:00～15:00	塩尻市市民交流センター 301・304・305号室	31			3			1	4						3	42
	10月16日(土) 10:00～15:00	松本市勤労者福祉センター 3-3会議室															
	10月16日(土) 10:00～15:00	上松町ひのきの里 総合文化センター1階音楽室															
	10月17日(日) 10:00～15:00	大町市総合福祉センター 第1・第2会議室															
	10月21日(木) 10:00～15:00	安曇野市役所 211. 212. 213. 214号室															
	10月30日(土) 10:00～15:00	筑北村役場 101・204・205・206号室															
長野	10月6日(水) 13:00～16:00	もんぜんぷら座	10														10
	10月12日(火) 9:30～12:00	東長野いこいの家															
北信	10月14日(日) 13:00～16:00	山ノ内文化センター	2						1								3
合計			84			5			2	5		1				13	110

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□特定行政書士法定研修考査

- 1 と き 令和3年10月17日(日)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 渡邊部長、鈴木部員、受験者8名

□著作権相談員ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和3年10月20日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、岡田部長、木内、高野各部員、著作権相談員4名
- 4 内 容 講師による著作権実務のプレゼンテーション、事前アンケートに基づく会員の意見交換会
- 5 講 師 白井清文先生(松本支部)

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和3年10月20日(水)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市役所
- 3 出 席 者 伊那支部赤羽公彦会員

□ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和3年10月22日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、二瓶、鈴木各部員、会員9名
- 4 内 容・講師
 - (1) ブレーンストーミング・二瓶部員
 - (2) 運輸交通部・廣瀬部長、中塚副部長
 - (3) 国際部・三浦副部長
 - (4) 農林建設部・上島副部長

□日行連行政書士制度 70 周年記念式典

- 1 と き 令和3年10月26日(火)
- 2 と ころ 東京都、ホテルオークラ東京
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽(康)、荻原各副会長

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 令和3年11月1日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、松島、赤羽各会場責任者、各試験監督員・本部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度行政書士試験合同会議
 - (2) 令和3年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

□ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和3年11月5日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、二瓶、鈴木各部員、会員8名
- 4 内 容・講師
 - (1) パネルディスカッション・赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長
 - (2) 環境生安部・小野部長
 - (3) 法務部・岡田部長
 - (4) コンプライアンス・渡邊部長

□日行連関地協会会長会議 (zoom)

- 1 と き 令和3年11月5日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長
- 4 議 題
 - (1) 令和3年度日行連関東地方協議会連絡会について
 - (2) 職務上請求書の適正使用等について
 - (3) 届出済証明書の交付について
 - (4) その他

□農林建設部会

- 1 と き 令和3年11月5日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部員

4 会議事項

- (1) 県建設政策課との打ち合わせ
- (2) 研修会について
- (3) その他

正副会長会

- 1 と き 令和3年11月9日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長

4 会議事項

- (1) 理事会の議題について
- (2) その他

コスモスしなの挨拶まわり

- 1 と き 令和3年11月11日(木)
- 2 ところ 長野市、家庭裁判所・社会福祉協議会他
- 3 出席者 山本会長、柳澤支部長、小山、山田、友淵、平沢各副支部長、涌井幹事

外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和3年11月16日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 春日部長

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和3年11月17日(水)
- 2 ところ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出席者 長野支部宮本微会員

日行連理事会・会長会

- 1 と き 令和3年11月17日(水)、18日(木)
- 2 ところ 東京都、日行連
- 3 出席者 山本会長

総務部会

- 1 と き 令和3年11月18日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 松島部長、三浦副部長、麻生、大前各部員

4 会議事項

- (1) 会則の一部改正について
- (2) その他

東京出入国在留管理局長野出張所における無料相談会

- 1 と き 令和3年11月22日(月)
- 2 ところ 長野市、東京入管長野出張所
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員

ADR 研修会

- 1 と き 令和3年11月24日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、会員24名
- 4 内容 調停事例と紛争解決について
- 5 講師 弁護士相馬弘昭先生(長野県弁護士会)

会員への是正勧告

- 1 と き 令和3年11月24日(水)
- 2 出席者 赤羽副会長、廣瀬運輸交通部長

神奈川会国際部主催研修会(zoom)

- 1 と き 令和3年11月25日(木)
- 2 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員
- 3 演 題
 - (1) 「特定技能における各種報告届出」の運用と審査実務について
 - (2) 「永住・身分系資格等」に係る審査実務について
- 4 講師 法務省東京出入国在留管理局横浜支局派遣講師及び神奈川会講師

農林建設部研修会

- 1 と き 令和3年11月26日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽副会長、奈良木部

長、上島副部長、柳澤、藤森各
部員、会員 27 名

4 内 容

- (1) 経営事項審査制度の概要
- (2) 経営事項審査の主な改正
- (3) 経審総合評定値 (P) の算出について
- (4) 虚偽申請防止対策
- (5) 質疑応答

5 講 師 (一財) 建設業情報管理センター
理事兼東日本支部長
沢田昌明 様

□デジタル推進特別委員会 (zoom)

- 1 と き 令和 3 年 11 月 29 日(月)
- 2 出 席 者 土屋委員長、甲田副委員長、大澤、
小池各委員
- 3 会議事項
 - (1) 委員退会による担当引き継ぎについて
 - (2) 本会会館配信スタジオ設置について
 - (3) 今後の活動方針
 - (4) その他

□国際部研修会

- 1 と き 令和 3 年 11 月 30 日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部
長、五味部員、山梨会 2 名、会員
22 名
- 4 研修内容
 - (1) 帰化申請、国籍取得について
 - (2) 特定活動について 申請に関する注意点
- 5 講 師
 - (1) 長野地方法務局戸籍課 中山 仁 課長
 - (2) 東京出入国在留管理局長野出張所
上田安江 所長

□業務対策部会

- 1 と き 令和 3 年 12 月 2 日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、和田部長、佐藤、山
本各部員

4 会議事項

- (1) 広報月間の活動について (報告)
- (2) その他

□ADR 研修会

- 1 と き 令和 3 年 12 月 3 日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、和田センター長、二
瓶副センター長、岡田運営委員、
会員 24 名
- 4 内 容 ADR 概略、調停・相談技法、ロー
ルプレイ
- 5 講 師 和田センター長、二瓶副センター
長

□農林建設部会

- 1 と き 令和 3 年 12 月 7 日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、奈良木部長、上島副
部長、柳澤、藤森各部員
- 4 会議事項
 - (1) 建設業申請手続の相談員確保及び体制につ
いて
 - (2) 1 月の研修内容についての確認
 - (3) その他

□関係団体向け車検証電子化説明会

- 1 と き 令和 3 年 12 月 8 日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野運輸支局
- 3 出 席 者 廣瀬部長、中塚副部长

□中間監査

- 1 と き 令和 3 年 12 月 9 日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 香山、土屋各監事、山本会長・政
連会長、松島総務部長、赤羽政連
幹事長
- 4 監査執行状況
令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日ま
での業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計
の収入・支出状況について、並びに長野県行政書
士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、

証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月20日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□運輸交通部会

- 1 と き 令和3年12月10日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 4 会議事項
 - (1) 丁種出張封印(前渡し)について
 - (2) 丁種出張封印に関する管理について
 - (3) その他

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務11月分報告書提出

- 1 と き 令和3年12月10日(金)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

□広報部会

- 1 と き 令和3年12月14日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 小西部長、五味副部長、高木、吉田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報154号の発行について
 - (2) 行政書士記念日について
 - (3) その他

□日行連関地協連絡会

- 1 と き 令和3年12月14日(火)、15日(水)
- 2 ところ つくば市、ホテル日航つくば
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、赤羽(公)各副会長

□日行連マイナンバーカード代理申請手続事業説明会(zoom)

- 1 と き 令和3年12月17日(金)

2 出席者 土屋デジタル推進特別委員長

3 内容 マイナンバーカード代理申請手続事業について

□正副会長会

- 1 と き 令和3年12月20日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 理事会(12/20)の議題について
 - (2) その他

□理事会及び支部長会議

- 1 と き 令和3年12月20日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長、渡邊、土屋、上島、木村、春日、久保田、小野、奈良木、和田、鈴木、廣瀬各理事、香山、土屋各監事、林支部長、柳澤コスモスしなの支部長
- 4 会議事項
 - (1) 中間監査報告について
 - (2) 会則の一部改正について
 - (3) 会長選任規則の一部改正について
 - (4) 苦情対策委員会設置規則の一部改正について
 - (5) 文書規程の一部改正について
 - (6) 支部交付金交付規程の一部改正について
 - (7) 建設業許可等申請書作成に係る相談窓口業務、経営事項審査等業務の受託について
 - (8) 令和4年新年賀詞交歓会について
 - (9) (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (10) その他

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和3年12月21日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 赤羽副会長

□法務部会

- 1 と き 令和3年12月23日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 萩原副会長、岡田部長、木村副部長
- 4 会議事項
 - (1) 相続セミナー・相談会について（主に今後の方向性）
 - (2) 今年度の事業の報告・情報共有
 - (3) その他

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務12月分報告書提出

- 1 と き 令和4年1月7日(金)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

□埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和4年1月11日(火)
- 2 と ころ さいたま市、ロイヤルパインズホテル浦和
- 3 出席者 萩原副会長

□新潟会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和4年1月11日(火)
- 2 と ころ 新潟市、ANAクラウンプラザホテル新潟
- 3 出席者 松島副会長

□群馬会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和4年1月13日(木)
- 2 と ころ 高崎市、エテルナ高崎
- 3 出席者 山本会長



上田市との災害時における被災者支援に関する協定書の締結について

上田支部副支部長 柳澤 誠

上田支部では、10月1日に上田市と災害時における被災者支援に関する協定を締結致しました。上田市でも令和元年台風19号災害では上田電鉄別所線の赤い鉄橋が崩落したことが象徴的に大きく報道されましたが、その他にも各河川の氾濫越水、土砂崩れ等も発生し多くの被害が出ました。その為、今年の台風シーズンまでに協定を締結して支援体制を整備することで上田市当局とも見解が一致し、迅速な協定締結となりました。

調印式当日は上田市役所に当支部より林辰幸支部長、土屋勝浩支部政治連盟幹事長、柳澤の3名にて訪問し、土屋陽一上田市長にご出席いただいて調印を行い、災害時における行政書士会の取組みについて懇談をさせていただきました。本協定が実施されることがないことが理想ではありますが、いざ災害が発生したときに備えて事前の準備を行って参ります。また、東信地域の他市町村とも協定締結ができるよう努力し、地域における行政書士会の社会的役割を果たして参りたいと考えております。

最後になりましたが、本協定締結にご尽力いただきました土屋勝浩支部政治連盟幹事長（上田市議会議長）に感謝申し上げます。



災害時における被災者支援に関する協定締結について

松本支部広報部員 小池 孝明

昨年11月に松本支部では木曾郡内の木曾町と上松町の両町と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。

松本支部では一昨年より管内の安曇野市、塩尻市、大町市、筑北村と協定を締結してきましたが、これで6つの市町村と協定を締結したことになります。

近年は、全国的に大規模な自然災害が発生しておりますが、木曾町と上松町においても3年連続で発生しており、とくに昨年8月の大雨による災害は、家屋倒壊の他に、夏の暑い時期に1週間水道が断水し、被災された方はだいぶご苦労されたようです。

このため被災された住民の方々からは、罹災証明書の発行など生活再建に向けた相談が多く寄せられおり、今後被害が大きくなるほど、町の職員だけでは対応が難しくなることが予想されるそうです。

このことから大規模災害が発生した場合に、被災後の生活再建に向けて必要となる、罹災証明書の発行申請に関する手続きをはじめとした、行政書士が関与できる様々な手続き・相談に関する支援についての協定を締結したものです。

両町長からは「被災された方々にとって、生活再建は最初に取り組むものであり、専門家である行政書士による支援は大変心強く、被災者支援にお力添えいただくことは大変ありがたい。」というお言葉を頂きました。

我々行政書士としては、被災者支援に関して研鑽を積むとともに市民生活の安心安全に少しでも寄与できるよう努力していかなくてはならないと考えております。



木曾町での協定調印式



上松町での協定調印式

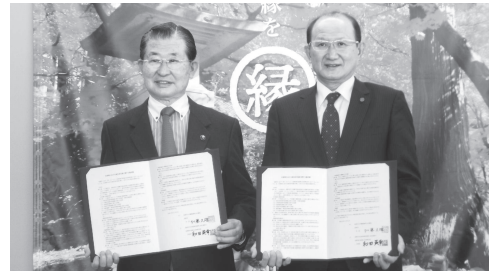
災害時における被災者支援に関する協定書締結

長野支部長 和田 英幸

令和元年10月12日～13日にかけて台風19号の接近により、長野県では千曲川の上流から中流域を中心に、堤防決壊や堤防からの越水、千曲川へそそぐ支流河川の水門を閉鎖したことによる内水氾濫、霞堤といわれる遊水機能のため堤防が切れている箇所からの浸水などにより大水害が発生しました。

長野支部関係では、長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町など千曲川沿いの複数の市町が多大な災害を受けました。

特に、長野市では、千曲川の堤防決壊により、住宅や工場、リンゴ農家の農地などが流され、この水害で犠牲者を出すなど大きな災害となり、現在、復旧作業は進んでいます。今なお仮設住宅で暮らす被災者があり不安な毎日を過ごしています。また、千曲市では、住宅の床上床下浸水被害は約1700件にのぼり、住宅家屋以外の事業所、工場、農地などが被害に遭いました。



長野市

こうした状況において、千曲市において、いち早く市の災害対策本部と連携して行政書士としてできる社会貢献を申し出て罹災証明書申請に係る相談や申請を受け付ける無償支援ボランティアを実施しました。

この度の災害に際し行政書士としてボランティアでの社会貢献をさせていただきましたことは、貴重な体験であり、市の担当者からも感謝されることとなりました。

課題として単位会における体制づくりと支部における役割分担、仕事の内容など大災害発生を想定した支援組織、体制作りが必要であり、平時から自治体と被災者支援協定を締結しておく必要性も感じました。

こうした被災者支援協定の必要性から、本年度、長野支部では千曲川沿いの長野市、千曲市、須坂市の3市と被災者支援協定を締結いたしました。3市のいずれの市長さんからも「大変ありがたいこと」とのお言葉をいただきました。

今後は、締結市からの要請に応じて罹災証明書の申請手続きに関する相談や受け等の支援をまいります。

それと共に、長野会として隣接する支部同士の連携も必要になるかと思います。市町村の枠を超え、支部の枠を超えた支援体制の連携ができればいいと思います。地震や台風などの自然災害は日本全国どこでも毎年のように発生しています。これまで体験した事例を会員が共有して、いざという時はそのノウハウを単位会が活かしていく重要性を肌で感じました。

災害に遭われて今なお不自由な生活を強いられている皆様へ改めてお見舞い申し上げますと共に一日も早く通常の生活に戻ることを心よりお祈りいたします。



千曲市



須坂市



新年のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

日頃より本政治連盟の活動につきましてご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は4月に長野県区での参議院議員補欠選挙が行われました。そして9月には菅総理大臣が急遽辞任され、新たに岸田総理大臣が就任されて、10月に衆議院を解散し総選挙が行われました。また、総選挙と同日に長野市長選挙も挙行されました。

いずれの選挙においても本政治連盟が推薦をさせていただきました候補者の多くは当選を果たされ、会員各位には選挙戦において応援活動等にご協力戴きましたことを改めて感謝申し上げます。

昨年は「行政書士法の一部改正する法律」が6月4日から施行となり、国民の権利利益の実現に資するという文言が明記され、行政書士が行える業務が益々多様化し、目に見えて拡大してきています。

また、9月に発足したデジタル庁では肅々と行政手続のデジタル化を推進し実行に移しています。本政治連盟はこの状況を好機と捉え行政書士が申請代理人として確固たる地位を確保できるよう強く要望するとともに、行政事務の委託先として関与、活用して貰えるよう国会議員、県会議員等へ要請して参る所存です。

一昨年前から続いておりますコロナ禍も最近には新種のオミクロン株の出現により、第6波の到来も懸念されている状況下ですが、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する使命を持つ行政書士は確りと国民からの負託に応えていかねばなりません。

結びに本年も会員の皆さまには健康にはくれぐれも留意され、最良の年となりますことをご祈念申しあげまして年頭の挨拶といたします。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
北信支部	3. 11. 15	神田 泰斗	中野市	佐久支部	3. 12. 1	岡崎 忍	北佐久郡軽井沢町
長野支部	3. 12. 15	小林 神人	長野市	飯田支部	3. 12. 15	宮澤 克浩	飯田市
飯田支部	4. 1. 1	小栗 澄雄	飯田市	松本支部	4. 1. 1	西澤 友晴	松本市
長野支部	4. 1. 1	山浦 修	上水内郡飯綱町	長野支部	4. 1. 15	仙田 剛	長野市
松本支部	4. 1. 15	植松悠一郎	大町市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
飯田支部	山下 武司	3. 10. 5	諏訪支部	唐澤 盛人	3. 10. 30	飯田支部	奥村 真	3. 10. 31
北信支部	神田 厚夫	3. 12. 9	佐久支部	大島 秀男	3. 12. 25	長野支部	北村 廣一	3. 12. 31
諏訪支部	元木 舞衣	3. 12. 31	諏訪支部	武井 孝信	3. 12. 31	長野支部	竹内 友和	3. 12. 31

—単位会変更—

大阪府行政書士会より移転 (R3. 11. 1) 長野支部 松本 康志 (上高井郡高山村)
 京都府行政書士会より移転 (R4. 1. 1) 松本支部 濱田 邦泰 (松本市)

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

小 原 重 利 殿 (飯田)

令和 4 年 1 月

編 集 後 記

新しい年を迎えるにあたり、この一年ではなく、この二年を振り返る方が多い2021年師走だったのではないかと思います。人と会うことが当たり前だった日常が非日常となり、リモート会議を取り入れて顧客対応や支部運営に当たった会員の方も大勢いらしたことでしょう。オンラインのメリットを取り入れながら、直接会って話す機会も大切に、今後も工夫を凝らして上手に両立していかねばならない状況は続きそうです。健康第一で、会員皆様にとって2022年が良い年になりますようお願いしております。

(広報部 高木 陽子)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



伊藤 聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

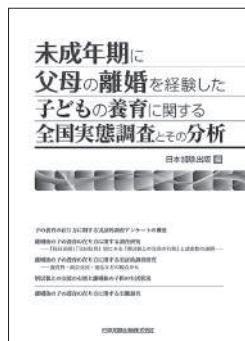
後援：総務省
長野県



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマザン

【新刊図書のご案内】

子どもは父母の離婚をどう受け止めていたのか？
面会交流の実施と養育費支払いの実態は？離婚当時の子どもが考えていたニーズは？
2000人のアンケート調査による客観的なデータ・統計値と
その結果に基づいた分析を収録



未成年者に 父母の離婚を経験した 子どもの養育に関する 全国実態調査とその分析

日本加除出版 編

【研究協力者】 早稲田大学法学学術院教授 棚村政行 / 大正大学臨床心理学科教授 青木 聡

福井大学子どものこころの
発達研究センター教授 友田明美 / 東京大学経済学研究科教授 山口慎太郎

2021年7月刊 B5判 248頁 定価3,300円(本体3,000円)

- 未成年者に父母の離婚・別居を経験した20代から30代の2000名（面会交流経験：有1000名／無1000名）を対象にアンケート調査を実施。
- 分野の異なる4名の研究協力者による、アンケート調査を踏まえた論稿を収録。

費用と報酬についても具体例を提示！
実例を基にした失敗談や営業ノウハウまで掲載！



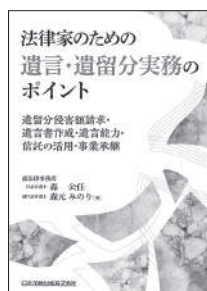
事例でわかる 任意後見の実務

専門職後見人が初めて受任する際の
ポイントと書式記載例

勝 猛一 著

2021年6月刊 A5判 296頁 定価3,520円(本体3,200円)

実務の定石や著者事務所での経験事例を多数収録！
法律家が見落とししたり勘違いをしがちなポイントがわかる！



法律家のための 遺言・遺留分実務のポイント

遺留分侵害額請求・遺言書作成・遺言能力・信託の活用・事業承継

森公任・森元みのり 著

2021年6月刊 A5判 352頁 定価4,290円(本体3,900円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッター ID: @nihonkajo